

島根県大規模地震・津波災害  
業務継続計画

平成27年2月  
島根県



# 目 次

1	業務継続計画策定趣旨・基本方針	1
	(1) 策定趣旨	1
	(2) 基本方針	1
	(3) 非常時優先業務の選定	2
	(4) 計画の対象	2
	(5) 地域防災計画との関係	2
2	想定する災害及び被害想定	3
	(1) 想定する災害	3
	(2) 被害想定	4
3	非常時優先業務	5
	(1) 非常時優先業務の実施方針	5
	(2) 業務開始目標時間	5
	(3) 非常時優先業務の概要	5
	(4) 必要人員	6
4	業務継続のための実施体制の確保	7
	(1) 利用可能な人的資源	7
	(2) 実施体制の確保	1 2
5	業務継続のための執務環境の確保	1 3
	(1) 本庁	1 3
	①庁舎	1 3
	②電力	1 3
	③上水道	1 3
	④下水道	1 4
	⑤ガス	1 4
	⑥エレベーター	1 4
	⑦空調	1 4
	⑧通信	1 5
	⑨執務環境（執務室）	1 5
	⑩執務環境（職員の食料等）	1 5
	(2) 地方機関	1 6
	①-1 庁舎	1 6
	①-2 庁舎	1 7
	②-1 電力	1 8
	②-2 電力	1 9
	③-1 上水道	2 0
	③-2 上水道	2 1
	④-1 下水道・浄化槽	2 2
	④-2 下水道・浄化槽	2 2

⑤-1 ガス	2 3
⑤-2 ガス	2 4
⑥-1 エレベーター	2 5
⑥-2 エレベーター	2 5
⑦-1 空調	2 6
⑦-2 空調	2 6
⑧-1 通信	2 7
⑧-2 通信	2 7
⑨-1 執務環境（執務室）	2 8
⑨-2 執務環境（執務室）	2 8
6 その他非常時の対応	2 9
(1) 来庁者への対応	2 9
(2) 帰宅困難者への対応	2 9
7 今後の取組み	3 0
(1) 教育・訓練の実施	3 0
(2) 市町村への支援	3 0
(3) 計画の検証と改善	3 0

## <附属資料>

1 必要人員	3 1
(1) 松江地区	3 1
(2) 雲南地区	3 1
(3) 出雲地区	3 1
(4) 大田地区	3 1
(5) 川本地区	3 1
(6) 浜田地区	3 2
(7) 益田地区	3 2
(8) 隠岐地区	3 2
2 職員参集予測	3 3
(1) 松江地区	3 3
(2) 雲南地区	3 3
(3) 出雲地区	3 3
(4) 大田地区	3 3
(5) 川本地区	3 4
(6) 浜田地区	3 4
(7) 益田地区	3 4
(8) 隠岐地区	3 4

3	非常時優先業務	3 5
	(1) 本庁	3 5
	① 応急業務	3 5
	② 優先すべき通常業務	4 5
	(2) 松江地区	4 7
	① 応急業務	4 7
	② 優先すべき通常業務	5 0
	(3) 雲南地区	5 1
	① 応急業務	5 1
	② 優先すべき通常業務	5 3
	(4) 出雲地区	5 4
	① 応急業務	5 4
	② 優先すべき通常業務	5 6
	(5) 大田地区	5 7
	① 応急業務	5 7
	② 優先すべき通常業務	5 9
	(6) 川本地区	6 0
	① 応急業務	6 0
	② 優先すべき通常業務	6 1
	(7) 浜田地区	6 2
	① 応急業務	6 2
	② 優先すべき通常業務	6 5
	(8) 益田地区	6 6
	① 応急業務	6 6
	② 優先すべき通常業務	6 8
	(9) 隠岐地区	6 9
	① 応急業務	6 9
	② 優先すべき通常業務	7 1

## 1 業務継続計画策定趣旨・基本方針

### (1) 策定趣旨

県は、大規模な地震及び津波災害が発生した際、災害応急対策業務及び災害からの復旧・復興業務の実施主体として重要な役割を担う。

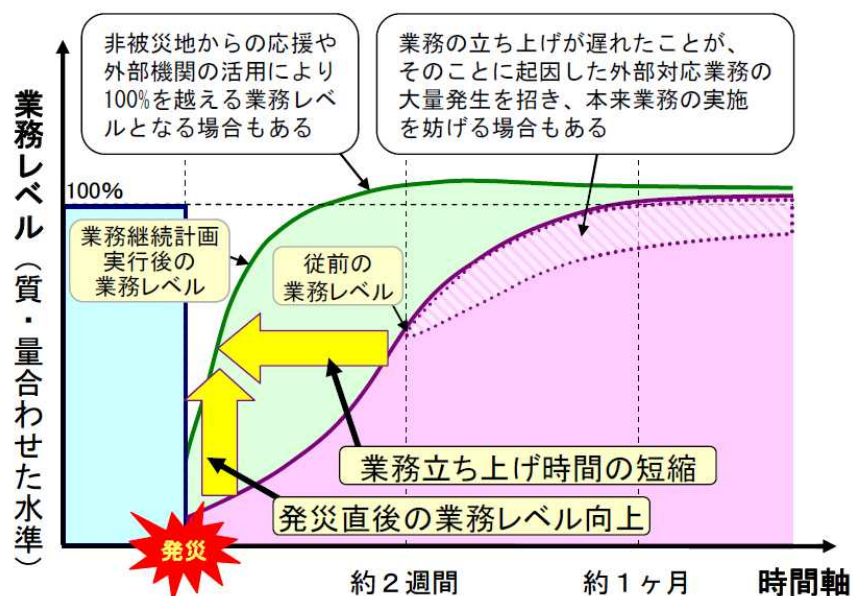
一方、災害時は、業務資源に制約を受ける中であっても、通常業務のうち県民の生活・安全や経済活動等に影響を与えるものについては、業務を継続して実施していかねばならない。

災害時に、これらの業務を適切に実施することを目的に、業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））を策定する。

#### 業務継続計画とは

ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害による応急等業務及び優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震及び津波災害が発生した状況にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

#### <業務継続計画の導入による早期復旧のイメージ>



### (2) 基本方針

大規模地震及び津波災害の発生に対応して、次の方針に基づき業務を継続する。

- ①生命・財産の保護を最優先する。
- ②被害の拡大を防止する。
- ③行政機能の低下に伴う、県民の生活や経済活動等への影響を最小限に止める。

### (3) 非常時優先業務の選定

上記基本方針を基に、発災時に県が行うべき「応急業務」や「優先すべき通常業務」の洗い出しを行い、非常時優先業務を選定する。

#### 【非常時優先業務】

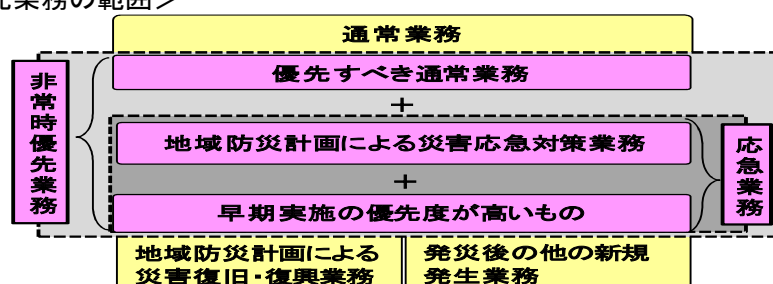
- ・ 応急業務

地域防災計画による災害応急対策業務、復旧・復興業務等

- ・ 優先すべき通常業務

通常業務のうち、県民の安全確保に直結するもの、中断により県民の生活や地域経済等に重大な影響を及ぼすもの

#### <非常時優先業務の範囲>



### (4) 計画の対象

本 庁：本庁舎で業務を執行する知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局  
 地方機関：各庁舎で業務を執行する知事部局、企業局、教育委員会事務局

### (5) 地域防災計画との関係

「島根県地域防災計画」は、防災対策等の基本計画として、取り組みの方向性や各種業務を定めたものである。

一方、業務継続計画は、県機関の被災を想定し、災害時に業務資源の限りがある中で、「島根県地域防災計画」に定められている業務を含め、非常時優先業務を高いレベルで実施できるようにするものである。

#### 【地域防災計画と業務継続計画の相違】

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体等が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	非常時優先業務を、発災時の限られた業務資源を基に、目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	行政の被災を前提とした計画ではない	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の業務資源の被災を評価し、利用できる業務資源を前提に計画を策定
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）	非常時優先業務（応急業務、優先すべき通常業務）

## 2 想定する災害及び被害想定

### (1) 想定する災害

本計画は、「島根県地震被害想定調査報告書 平成 24 年 6 月」を基に、最も大きい地震及び津波災害が複合的に発生した場合を想定したものとする。

なお、災害が発生する時間帯等の条件により、社会的な被害や非常時優先業務の執行に必要な業務資源の確保条件が異なるため、本計画では、業務継続をより困難な条件の下で検討する観点から、発災時間帯を勤務時間外と設定する。

#### 【各地区で想定する地震及び津波災害】

地区名	想定地震名 《最大震度》	想定津波名 《津波の高さ最大》
本庁・松江地区	宍道断層 《最大震度 7》	佐渡島北方沖 《津波の高さ最大約 10 m》
雲南地区	宍道湖南方 《最大震度 6 弱》	—
出雲地区	出雲市沖合（断層南傾斜） 《最大震度 6 強》	出雲市沖合（断層北傾斜） 《津波の高さ最大約 4 m》
大田地区	大田市西南方 《最大震度 7》	出雲市沖合（断層北傾斜） 《津波の高さ最大約 2.0 m》
川本地区	大田市西南方 《最大震度 6 強》	—
浜田地区	浜田市沿岸 《最大震度 7》	浜田市沖合 《津波の高さ最大約 2.7 m》
益田地区	弥栄断層帯 《最大震度 6 強》	佐渡島北方沖 《津波の高さ最大約 2.8 m》
隠岐地区	—	佐渡島北方沖 《津波の高さ最大約 10 m》

※表中の最大震度及び津波の高さの最大は、各地区内の最大値



(2) 被害想定 (「島根県地震被害想定調査報告書 平成24年6月」より)

被害項目		被害単位	地区名							
			本庁 松江	雲南	出雲	大田	川本	浜田	益田	隠岐
人的被害	死者数 (人)		102	1	136	40	-	92	11	-
	負傷者数 (人)		1,322	50	965	288	2	965	253	-
建物	全壊数 (棟)		3,434	76	1,360	418	8	1,360	305	101
	半壊数 (棟)		11,295	496	4,877	2,897	36	4,877	1,351	280
地震火災	出火件数 (件)		3	-	1	1	-	1	-	-
	焼失棟数 (棟)		553	-	1,090	1	-	1,090	-	-
ライフ ライン	上水道	断水世帯数 (世帯)(1日後)	17,124	1,006	2,711	4,392	42	2,711	1,830	-
	下水道	影響人口 (人)	2,991	197	154	119	30	154	219	-
	通信	不通回線数 (件)	1,088	80	4,722	125	53	4,722	343	-
	電力	停電件数 (件)	7,046	130	5,004	888	26	5,004	446	-
	都市ガス	供給支障件数 (件)	16,011	-	6,654	-	-	6,654	-	-
	LPガス	供給支障件数 (件)	391	14	111	101	1	111	38	-
交通	道路橋	大規模損傷 (箇所)	5	-	6	2	1	6	2	-
	鉄道	不通区間 (駅間数)	-	-	1	1	-	1	-	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)	100	-	82	68	-	82	18	-
生活支 障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	34,017	1,029	8,729	4,054	45	8,729	2,003	891
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	13,525	554	3,185	2,183	24	3,185	964	480
	食料不足	食料 (食/日)	122,459	3,703	31,429	14,593	163	31,429	7,214	3,209
	震源域 震害 震害	発生量 (千トン)	606	19	271	94	1	271	56	3
	災害用ト イレ	必要個数 (基)	177	4	43	12	-	43	8	9
	エレベ ーター 停止	停止台数 (基)	804	36	279	53	9	279	94	-
	医療機能	入院・重傷者数 (人)	187	-	138	39	-	138	3	-
	孤立集落 の発生 (地区)		3	-	-	-	-	-	-	-

※生活支障等の被害想定は、地震と津波の影響によるものが一部重複

### 3 非常時優先業務

#### (1) 非常時優先業務の実施方針

次の方針に基づき非常時優先業務を実施する。

- ①非常時優先業務を優先的に実施し、その他通常業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止する。
- ②非常時優先業務の実施に必要な資源（人員、資機材等）の確保・配分に当たっては、全庁横断的に調整する。
- ③非常時優先業務の実施に支障のない範囲で、その他通常業務は順次早期の再開を目指す。

#### (2) 業務開始目標時間

生命・財産や経済活動への影響を最小限に止め、被害の拡大を防止するため、非常時優先業務の業務開始目標時間を設定する。

業務開始目標時間は、3時間、1日、3日、2週間、1月と設定する。

#### (3) 非常時優先業務の概要

主要な非常時優先業務及び業務開始目標時間については、次のとおりである。

**(詳細は、附属資料「非常時優先業務」を参照)**

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	主要な非常時優先業務	
		本庁	地方機関
① 3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初動体制の確立</li> <li>○被災状況の把握</li> <li>○広域応援要請</li> <li>○応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の立ち上げ</li> <li>○被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）</li> <li>○広域応援要請（警察、消防、DMAT等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請）</li> <li>○自衛隊災害派遣要請</li> <li>○応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援</li> <li>○広報体制の確立</li> <li>○重要な業務システムの再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○石見地域災害対策本部の立ち上げ</li> <li>○地区災害対策本部の立ち上げ</li> <li>○被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）</li> <li>○情報収集員の派遣</li> <li>○浜田防災備蓄倉庫の運営</li> <li>○応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援</li> <li>○在宅の要配慮者の支援</li> <li>○広報体制の確立</li> <li>○重要な業務システムの再開</li> </ul>
② 1日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急活動（救助・救急以外）に係る市町村への支援</li> <li>○中断や遅延により、県民・事業者等に重大な被害発生のおそれがある業務の再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○劇物等の応急対応</li> <li>○災害救助法関係業務</li> <li>○県管理施設の応急対策に係る業務（道路、上水道等）</li> <li>○応急活動（救助・救急以外）に係る市町村への支援（二次被害予防、社会基盤応急復旧、保健衛生、避難所運営、食糧・物資供給、応援職員派遣等）</li> <li>○社会的に重大な行事（選挙等）の延期調整業務</li> <li>○救命、救助、応急復旧に必要な指導・行政処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県管理施設の応急対策に係る業務（道路、上水道等）</li> <li>○応急活動（救助・救急以外）に係る市町村への支援（二次被害予防、社会基盤応急復旧、保健衛生、避難所運営、食糧・物資供給、応援職員派遣等）</li> <li>○被災者の心のケア</li> <li>○救命、救助、応急復旧に必要な指導・行政処分</li> <li>○避難生活の向上に係る支援業務（保健師の派遣等）</li> </ul>

業務開始 目標時間	該当する業務の 考え方	主要な非常時優先業務	
		本庁	地方機関
③ 3日 以内	○復旧・復興に係る業務の開始 ○他の業務の前提となる行政機能の回復	○インフラの維持、回復に係る業務（県管理道路の復旧、市町村道の復旧） ○生活再建に係る業務（災害援護金・生活福祉資金の融資、災害弔慰金の支給、応急仮設住宅の建設等） ○災害対応に必要な経費の確保に係る業務（予算編成等） ○文書の收受及び発送 ○財政、予算、出納、会計、審査、物品調達に係る業務	○インフラの維持、回復に係る業務（県管理道路の復旧、市町村道の復旧） ○感染症の予防及びまん延防止 ○食品供給施設の衛生指導 ○文書の收受及び発送 ○財政、予算、出納、会計、審査、物品調達に係る業務
④ 2週間 以内	○復旧・復興に係る業務の本格化	○産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） ○河川等のインフラの維持、回復に係る業務 ○許認可等に関する業務 ○各種手当等支給業務	○産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） ○河川等のインフラの維持、回復に係る業務 ○許認可等に関する業務 ○各種手当等支給業務
⑤ 1月 以内	○その他の行政機能の回復	○その他の業務 ※状況に応じて縮小していた業務を再開	○その他の業務 ※状況に応じて縮小していた業務を再開

#### (4) 必要人員

本庁において非常時優先業務の実施に必要な人数は、次のとおり。

部局名	3時間	1日	3日	2週間	1月
政策企画局	25	39	55	60	60
総務部	81	116	139	156	150
防災部	43	67	126	119	84
地域振興部	24	34	52	56	50
環境生活部	27	36	55	65	73
健康福祉部	76	126	151	148	139
農林水産部	49	103	142	150	115
商工労働部	29	47	50	63	63
土木部	110	137	227	224	175
出納局	6	12	18	22	28
企業局	12	14	22	22	22
病院局	5	5	5	5	5
教育委員会	62	80	98	89	86
合計	549	816	1,140	1,179	1,050

※上記には市町村への派遣要員を含まない。

(各地区の詳細は、附属資料「必要人員」を参照)

#### 4 業務継続のための実施体制の確保

発災時に非常時優先業務を継続して実施するためには、業務の執行に必要な人的資源を確保するとともに、指揮命令系統を確立することが重要である。

##### (1) 利用可能な人的資源

人的資源である職員については、登庁し業務に従事できる職員数を時系列で把握し、これを非常時優先業務の必要職員数と対比することにより、業務開始目標時間ごとの過不足を算出し、必要に応じて応援体制を検討する。

##### ① 参集予測

本計画の発災時間帯として設定する勤務時間外（平日の夜間及び土日祝日の場合など）の職員参集予測については次のとおり。

##### ■ 職員参集予測の考え方

項目		想定内容	
		地区	
歩行速度		共通	4 km/時とする。
参集可能職員想定	本人及び家族の被災等	本庁 松江 出雲 大田 浜田	地区の建物被害予測（約1割が全半壊）から、本人及び家族の被災等により、職員の約1割が長期間参集できないと想定。
		雲南 川本 益田 隠岐	地区の建物被害予測から、本人及び家族については、被災等による影響は無いと想定。
	救出・救護活動への従事	本庁 松江 出雲 大田 浜田 益田	救出・救護活動に従事のため、発災後2日間程度、職員の約2割が参集できないと想定。
		雲南 川本	救出・救護活動に従事のため、発災後2日間程度、職員の約1割が参集できないと想定。
		隠岐	救出・救護活動に従事のために参集できない職員はいないと想定。

時間経過	参集可能職員の試算方法
3時間	4 km 圏内の職員のうち約7～10割が参集可能。
1日	20 km 圏内の職員のうち約7～10割が参集可能。
3日～1月	職員の9割が参集可能。

※国土交通省業務継続計画の職員参集予測の考え方等を参考とした。

※3時間及び1日の7～10割については、上表の各地区の想定内容に応じた参集割合による。

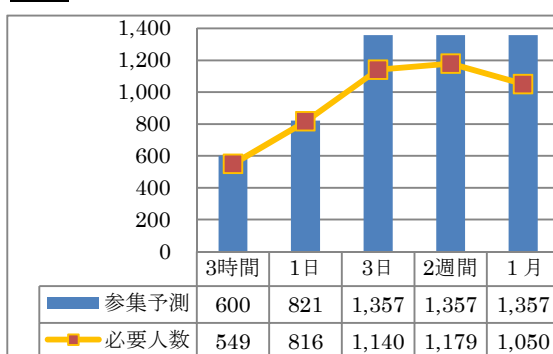
本庁の職員参集予測（H26.4 現在）

部局名	職員数	3時間	1日	3日
政策企画局	64	33	41	57
総務部	158	68	86	142
防災部	69	22	39	61
地域振興部	73	35	42	66
環境生活部	83	41	50	75
健康福祉部	207	83	113	186
農林水産部	228	86	117	206
商工労働部	125	52	70	113
土木部	225	79	113	204
出納局	36	12	16	33
企業局	27	9	17	24
病院局	6	1	2	5
教育委員会	178	67	98	160
人事委員会	10	4	6	9
監査委員	12	4	7	11
労働委員会	6	4	4	5
合計	1,507	600	821	1,357
参集率		39.8%	54.5%	90.0%

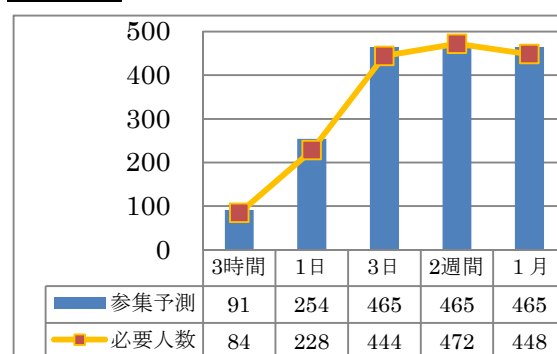
（各地区の詳細は、附属資料「職員参集予測」を参照）

■参集予測人数と必要人数（人数は非常勤職員を含まない。）

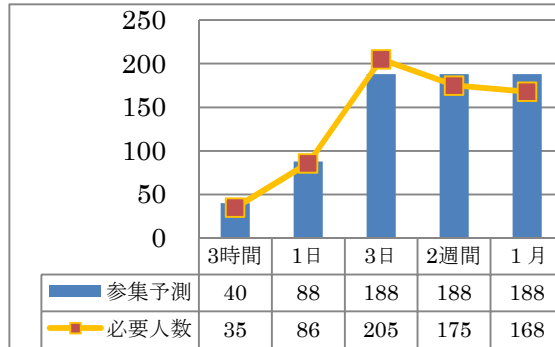
本庁



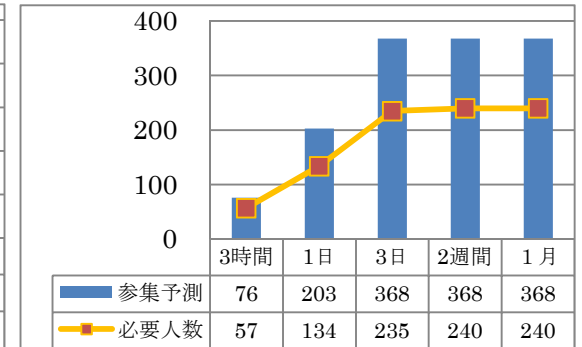
松江地区



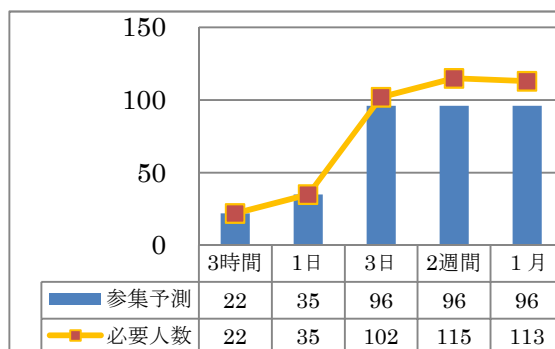
**雲南地区**



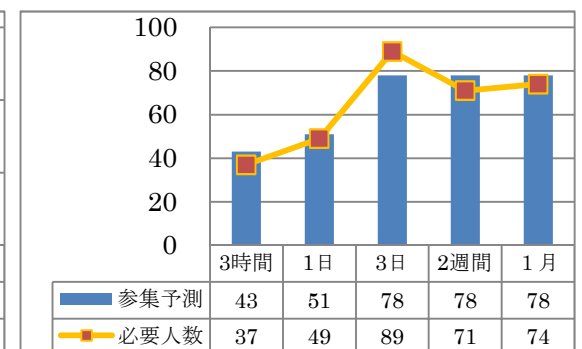
**出雲地区**



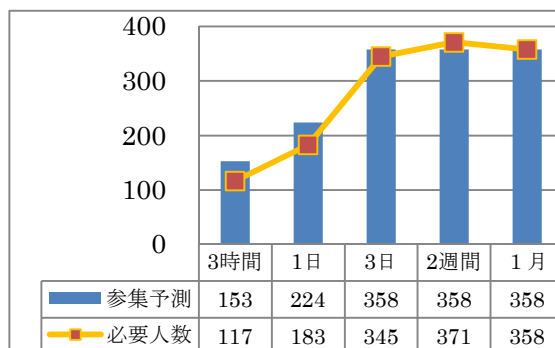
**大田地区**



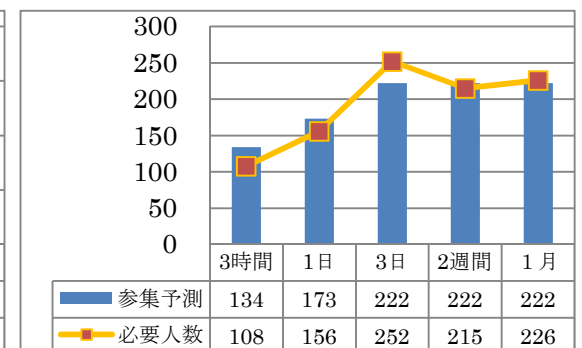
**川本地区**



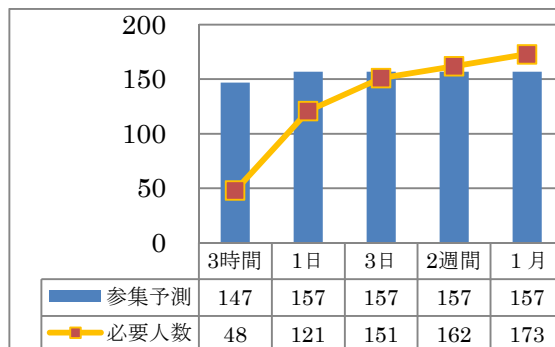
**浜田地区**



**益田地区**



**隠岐地区**



## ②職員の安否確認

所属長は、発災時に職員の安否確認を行い、参集が可能な職員数を把握する。

大規模地震及び津波災害の発生時は、一般加入電話、携帯電話ともに、通話困難な状況が予想されるため、安否確認は、携帯電話の災害用伝言板や電子メールを利用するなど、所属ごとに統一した方法をあらかじめ徹底しておく。

安否確認の報告は、①所属→②各部局主管課→③人事課 とする。

なお、発災が勤務時間内の場合、所属長は、職員の家族の安否確認に配慮する。

## ③発災時の参集

地震及び津波災害が発生した場合に、職員は、「島根県地域防災計画」に定めた災害体制の基準に基づき、連絡の有無にかかわらず自主的に登庁する。

### 【地震災害体制の基準】

動員名・基準	動員人数
第1動員 県内震度4の地震	被害情報等の収集、関係機関等への情報伝達を行うことができる人数。
第2動員 県内震度5弱の地震	必要な応急対策を実施できる人数(全体の半数を目安とし、各班の業務内容により増減)。
第3動員 県内震度5強以上の地震	全職員。

### 【津波災害体制の基準】

動員名・基準	動員人数
第1動員 県沿岸に津波注意報発表	被害情報等の収集、関係機関等への情報伝達を行うことができる人数。
第2動員 県沿岸に津波警報発表	必要な応急対策を実施できる人数(全体の半数を目安とし各班の業務内容により増減)。
第3動員 県沿岸に大津波警報発表	全職員。

#### ④登庁場所

原則として所属する課又は地方機関（以下「課等」という。）に登庁する。  
ただし、災害による交通のしや断等のため登庁が困難な職員は、次により  
県機関のいずれかに登庁する。

##### 【登庁が困難な職員の参集方法】

災害による交通のしや断のため課等に登庁することが困難な場合には、参集可能な最寄りの県機関のいずれか（原則として下の順序による）に登庁し、申告のうえ当該課等の長の指揮下に入るものとする。

##### ア 本庁職員

- ① 所属する部の地方機関
- ② 隠岐支庁県民局、各県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所
- ③ その他の最寄りの県機関

##### イ 地方機関の職員

- ① 所属する部の地方機関（松江地区は所属する部の本庁主管課）
- ② 隠岐支庁県民局、各県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所
- ③ その他の最寄りの県機関

当該課等の長は、所属、氏名、参集時間等を確認のうえ、当該課等において災害対策に従事させるものとする。

#### ⑤登庁時の職員の行動

動員計画に基づき登庁する場合は、可能な限り本人用の飲食物を持参するとともに、家屋の倒壊、道路の陥没、橋梁の落下などに細心の注意を払って速やかに登庁する。

その際、可能な範囲で被災状況を確認（携帯電話のカメラ機能を活用して画像情報を収集）し、参集職員間で情報共有する。

#### ⑥自宅待機

所属長は、次の要件に該当する職員について自宅待機させることができる。

##### 【自宅待機の要件】

- ①職員の家族等が死亡したとき
- ②職員または職員の家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき
- ③同居する家族の安否確認が取れないとき
- ④職員または職員に深く関係する者の住宅が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事する必要があるとき
- ⑤徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね20km以上のとき
- ⑥私傷病休暇、介護休暇、特別休暇に該当し、参集することが困難なとき
- ⑦その他合理的な理由があるとき



## (2) 実施体制の確保

### ①指揮命令の確保

所属長の被災や出張などによる不在により長時間連絡が取れず、指示を仰ぐことができない場合は、島根県事務決裁規則の代決に係る規定に準じて業務の代行者を置く。

ただし、所属長が登庁できない場合であっても、連絡がとれ、指示を仰ぐことが可能な場合は、所属長の指示に従う。

### ②職員の応援体制

非常時優先業務に従事する職員が不足し、その執行に支障をきたす場合には、全庁的な配置調整を行う。

#### 【配置調整手順】

- ①所属内で業務分担調整・・・各所属
- ②部局内の配置調整・・・各部局主管課
- ③部局間の配置調整・・・人事課
- ④国・他都道府県への応援要請・・・人事課

応援を要請する部局は、応援者の従事業務・職種、人数、期間等調整に必要な事項を整理のうえ、応援要請を行う。

専門的な知識を要する業務で職員が不足すると想定されるものは、事前に部局内または部局間の応援体制を整備しておくとともに、OB職員等の活用を検討する。

### ③職員の勤務体制

大規模地震及び津波災害の発生時には、業務によって長時間職場に留まらなければならない職員の発生が予想される。

所属長は、下記の事項を踏まえ、職員の健康に配慮した勤務体制の確保に努める。

- ・交代勤務体制
- ・メンタルヘルス対策
- ・職員の帰宅しない日が3日を超えないよう留意
- ・職員の休養（仮眠）場所の確保

### ④執務体制の確保

庁舎管理担当課は、庁舎の安全性について確認・判定を行う。安全が確認された後、各所属は、執務室に立ち入り、使用可能かどうか確認する。

庁舎が使用できない場合は、災害対策本部の設置場所に準じて代替施設を選定する。

なお、大規模地震が勤務時間内に発生した場合、各所属は、火元確認の安全措置等を行い、一旦庁舎外の避難場所へ避難する。

## 5 業務継続のための執務環境の確保

発災時に非常時優先業務を継続して実施するため、施設設備等の被害を想定するとともに、執務環境確保のための対策を講じる。

### (1) 本庁

#### ①庁舎

現状	<p>県庁舎は建築後 50 年以上経過しているものもあり、平成 9 年に耐震診断を実施した結果、大地震により倒壊・崩壊する危険性が高いと判断され、平成 16 年度に第一次耐震改修を実施し、第二次耐震改修を平成 22 年度から実施している。</p> <p>第二次耐震改修実施済：本庁舎、分庁舎、第三分庁舎、東庁舎          実施中：南庁舎          未実施：第二分庁舎</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県建築物耐震改修促進計画及び島根県地域防災計画により、県庁舎は、被災後継続して業務を可能にすることを目標とする耐震改修を平成 27 年度末までに終えることが必要となる。</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二分庁舎は、第二次耐震改修を平成 27 年度に実施する。</li> </ul>

#### ②電力

現状	<p>外部からの電力供給がストップした場合、非常用電源設備が直ちに起動し、全施設に電源を供給する。この非常用電源設備は 4 庁舎（本庁舎、分庁舎、南庁舎、東庁舎）に設置しているが、第二分庁舎には設置していない。</p> <p>島根県地域防災計画により、県の災害対策の中核施設は 72 時間以上の電源確保が求められており、非常用発電機の整備を実施している。</p> <p>非常用発電機整備実施済：分庁舎、東庁舎          実施中：本庁舎、南庁舎          未実施：第二分庁舎</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県地域防災計画により、県の災害対策の中核施設は 72 時間以上の電源確保ができるよう、非常用電源設備の整備を庁舎耐震化改修事業完了の平成 27 年度末までに終えることが必要となる。</li> <li>・燃料配管が破断等した場合は、発電機による供給は不可能となる。</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二分庁舎は、非常用電源設備の整備を平成 27 年度に実施する。</li> <li>・移動可能なポータブル発電機を確保する。</li> </ul>

#### ③上水道

現状	<p>受水槽から揚水ポンプで屋上の高架水槽へ貯水する庁舎（本庁舎、南庁舎、東庁舎、第二分庁舎）と、上水道から直接屋上の高架水槽へ貯水する庁舎（分庁舎）は、その後、高架水槽から自然流下により各所へ送水する。</p> <p>第三分庁舎は、上水道から直接各所に送水する。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高架水槽により給水する庁舎においては、配管の破断等により断水する。</li> <li>・直接給水する庁舎は、上水道管が破断した場合に即時断水する。</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性の貯水槽に更新し、緊急遮断弁により確保した残留水を取水弁から送水する。</li> <li>・飲料水（ペットボトル等）を備蓄する。</li> </ul>

#### ④下水道

現状	本庁舎地下1階の排水は、地下2階の貯留槽に一旦貯留した後、ポンプアップにて下水道へ排水している。 地上階のみの庁舎（分庁舎、南庁舎、東庁舎、第二分庁舎、第三分庁舎）の排水は、直接下水道へ排水している。
課題	・上水道がストップした場合、排水ができずトイレが使用できない。
対策	・簡易トイレを備蓄する。 ・堀川の水の利用を検討する。

#### ⑤ガス

現状	松江市ガス局から供給される都市ガスを貯留せず直接使用している。 ガスは、全庁舎のストーブと給湯に使用し、第二分庁舎の冷暖房の燃料に使用している。
課題	・発災後は、漏洩により2次災害の危険性があるため安全性が確認されるまで使用できない。 ・ガス供給がストップすると第二分庁舎の冷暖房が停止する。
対策	・ガス事業者である松江市ガス局に点検・復旧を要請する。 ・発災直後はガス漏れの可能性があるため、火気使用を禁止する。

#### ⑥エレベーター

現状	交流常用のロープ式で本庁舎は3台、南庁舎は2台、東庁舎と第三分庁舎は各1台を設置している。全てのエレベーターは、停電時及び地震時には最寄りの階に着床するほか、オートアナウンス装置及び故障自動通報装置システムを完備している。
課題	・エレベーター運転の再開には、点検の専門業者による安全確認が必要となる。 ・発災時には、かご内に乗客が閉じ込めになる可能性がある。
対策	・エレベーター保守点検委託業者に対し、点検・復旧を要請する。 ・各フロア間の移動は階段を利用し、エレベーターの使用は、荷物の運搬等を優先する。 ・閉じ込め発生時の職員等の対応マニュアルを作成する。

#### ⑦空調

現状	本庁舎、分庁舎、南庁舎は冷暖房の燃料にA重油を使用し、屋外の地下タンクに貯留している。 東庁舎と第三分庁舎は電気を使用し、第二分庁舎は燃料にガスを使用している。
課題	・燃料配管の破断又はガスの遮断により、燃料が供給されず庁舎（本庁舎、分庁舎、南庁舎、第二分庁舎）の冷暖房が利用できない。
対策	・空調設備の保守点検委託業者に対し、点検・復旧を要請する。

## ⑧通信

<b>現状</b>	<p>①NTT回線 キャビネット型交換機でひかり回線を使用している。停電時は、バッテリーによって数時間程度の稼働が可能であるほか、発災時の優先電話回線としてアナログ回線を50回線装備している。</p> <p>②防災行政無線 県地方機関や各関係機関との通信を確保するため、地上系と衛星系の2系統の無線システムを整備している。 地上系は、17カ所の中継所により全県をカバーしており、各中継所は非常用発電設備及びバッテリーを備えている。</p> <p>③衛星携帯電話 衛星携帯電話は、災害対策本部用として2台保有。</p>
<b>対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各通信手段の運用や使用方法を職員に周知する。</li> <li>・緊急時に備え機器を定期的に点検するなど管理を徹底する。</li> </ul>

## ⑨執務環境（執務室）

<b>現状</b>	<p>執務室内で、破損した窓ガラスの飛散や書棚及びロッカーの転倒、パソコンの破損・落下及び天井の剥離・落下による危険が想定されるとともに、それらの散乱の整理に多くの人数と時間を要する。</p>
<b>課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災直後は、散乱した書類等の整理に追われ、業務への着手が遅延し、迅速な業務執行の妨げとなる。</li> <li>・書棚、ロッカー等の転倒等防止対策を全庁的に取り組んでいない。</li> </ul>
<b>対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室復旧に必要な機材（ブルーシート、軍手等）を備蓄する。</li> <li>・庁舎耐震化工事に併せ変形追従性のあるガラスサッシを導入する。</li> <li>・書棚及びロッカー等の転倒防止対策を実施する。</li> <li>・冬季発災時は、庁舎暖房不可となる可能性が高いことから可能な限り簡易カイロを持参する。</li> </ul>

## ⑩執務環境（職員の食料等）

<b>現状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の備蓄物資として、広域防災拠点に災害救助従事職員分を4200人分×3日分（9食）を備蓄している。</li> </ul>
<b>課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通網やライフラインの寸断時に職員用の食料を確保することが困難となる。</li> <li>・防寒、仮眠設備が不足している。</li> </ul>
<b>対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内に備蓄物資の保管場所を確保する。</li> <li>・職員向けの毛布を確保する。</li> </ul>

(2) 地方機関

①-1 庁舎

	松江合同庁舎	雲南合同庁舎	出雲合同庁舎	大田集合庁舎	川本合同庁舎
現状	《建築基準法に基づく耐震性》				
	<p>松江合同庁舎（平成7年2月竣工）は、昭和56年に施行された建築基準法の耐震基準を満たしており、構造体（柱、梁等）の倒壊は免れる。</p>	<p>雲南合同庁舎の本館（昭和53年11月竣工）は、平成25年度に耐震化工事がなされており、構造体（柱、梁等）の倒壊は免れる。 別館は設備の耐震対策が不十分なうえ、天井や壁等の剥離・落下により、業務を執行するまでには本館と比べ多くの時間を要するものと想定される。</p>	<p>出雲合同庁舎（昭和57年8月竣工）は、昭和56年に施行された建築基準法の耐震基準を満たしており、構造体（柱、梁等）の倒壊は免れる。</p>	<p>大田集合庁舎（平成19年12月竣工）は、昭和56年に施行された建築基準法の耐震基準を満たしており、構造体（柱、梁等）の倒壊は免れる。</p>	<p>川本合同庁舎（昭和60年2月竣工）は、昭和56年に施行された建築基準法の耐震基準を満たしており、構造体（柱、梁等）の倒壊は免れる。</p>
課題	《津波及び液状化の被害》				
	<p>津波や液状化による被害の恐れは低いと想定される。</p>	<p>液状化による被害の恐れは低いと想定される。</p>	<p>津波の被害は低い、液状化による被害の恐れは高いと想定される。</p>	<p>津波や液状化による被害の恐れは低いと想定される。</p>	<p>液状化による被害の恐れは低いと想定される。</p>
対策	<p>・想定している大規模な地震が発生した場合、建物の被害状況、外部供給資源（ライフライン等）の状況等により、建物の使用可否を早急に判断することが必要となる。</p> <p>・発災後、構造体や主要設備及び設備配管等の被害状況を確認し、庁舎の使用可否を建築及び建築設備の専門知識を持った者（庁舎管理者等）が判断する。 ・判断の結果、使用できない場合には、代替設備で非常時優先業務を実施することを想定しておくことが必要となる。</p>				

①－2 庁舎

	浜田合同庁舎	益田合同庁舎	隠岐合同庁舎	島前集合庁舎
現状	《建築基準法に基づく耐震性》			
	<p>浜田合同庁舎の本館（平成17年2月竣工）及び別館（昭和58年8月竣工）は、昭和56年に施行された建築基準法の耐震基準を満たしており、構造体（柱、梁等）の倒壊は免れる。</p> <p>別館は設備の耐震対策が不十分なうえ、天井や壁等の剥離・落下により、業務を執行するまでには本館と比べ多くの時間を要するものと想定される。</p>	<p>益田合同庁舎（昭和56年2月竣工）は、平成25年度に耐震化工事がなされており、構造体（柱、梁等）の倒壊は免れる。</p>	<p>隠岐合同庁舎の本館（昭和43年10月竣工）及び別館（昭和48年8月竣工）は、平成9年度に本館及び別館とも耐震化工事がなされており、構造体（柱、梁等）の倒壊は免れる。</p>	<p>隠岐島前集合庁舎（平成12年11月竣工）は、昭和56年に施行された建築基準法の耐震基準を満たしており、構造体（柱、梁等）の倒壊は免れる。</p>
	《津波及び液状化の被害》			
	津波や液状化による被害の恐れは低いものと想定される。	津波による被害の恐れが極めて高いと想定される。		
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定している大規模な地震が発生した場合、建物の被害状況、外部供給資源（ライフライン等）の状況等により、建物の使用可否を早急に判断することが必要となる。</li> </ul>			
			津波が発生した場合はライフライン等に被害があり使用不可能となる。	
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後、構造体や主要設備及び設備配管等の被害状況を確認し、庁舎の使用可否を建築及び建築設備の専門的知識を持った者（庁舎管理者等）が判断する。</li> <li>判断の結果、使用できない場合には、代替施設で非常時優先業務を実施することを想定しておくことが必要となる。</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>津波によりライフライン等に影響を受けないように施設配置を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波によりライフライン等に影響を受けないように施設に浸水対策を検討する。</li> </ul>

②-1 電力

	松江合同庁舎	雲南合同庁舎	出雲合同庁舎	大田集合庁舎	川本合同庁舎
現状	《受電系統への影響》				
	受電系統は1系統であり、7階電気室に受電設備を設置している。	受電系統は1系統であり、本館1階電気室に受電設備を設置している。 別館は、本館1階電気室から電源供給している。	受電系統は1系統であり、1階電気室に受電設備を設置している。		
	《商用電源の停止の影響》				
	屋上に設置している非常用発電機が自動起動し電源を供給する。	合庁敷地内にある発電機室に設置している非常用発電機が自動起動し電源を供給する。	屋外発電機室に設置している非常用発電機が自動起動し電源を供給する。	1階発電機室に設置している非常用発電機が自動起動し電源を供給する。	
課題	《非常用発電設備の備蓄燃料》				
	A重油、3日分を確保している。 地下タンク（7kL）で備蓄している。	A重油、3日分を確保している。 地下タンク（8kL）で備蓄している。	A重油、3日分を確保している。 地下タンク（8kL）で備蓄（平成25年新設）している。	軽油、3日分を確保している。 地下タンク（3kL）で備蓄している。	A重油、3日分を確保している。 地下タンク（7kL）で備蓄している。
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料配管が破断等した場合は、発電機による供給は不可能となる。</li> <li>優先的な復旧について電気供給事業者へ要請する。</li> <li>移動可能なポータブル発電機を確保する。</li> </ul>				

②-2 電力

	浜田合同庁舎	益田合同庁舎	隠岐合同庁舎	島前集合庁舎
現状	《受電系統への影響》			
	受電系統は1系統であり、本館6階電気室に受電設備を設置している。 別館は、本館6階電気室から電源供給している。	受電系統は1系統であり、庁舎1階電気室に受電設備を設置している。 保健所は、庁舎1階電気室から電源供給している。	受電系統は1系統であり、本館1階電気室に受電設備を設置している。 別館は、本館1階電気室から電源供給している。	受電系統は1系統であり、1階電気室に受電設備を設置している。
	《商用電源の停止の影響》			
	本館6階発電機室に設置している非常用発電機が自動起動し電源供給するが、別館は手動操作により電源を供給する。	敷地内別棟の発電機室に設置している非常用発電機が自動起動し電源を供給する。	合庁発電機棟に設置している非常用発電機が自動起動し電源を供給する。	電気室に設置している非常用発電機が自動起動し電源を供給する。
課題	《非常用発電設備の備蓄燃料》			
	A重油、3日分を確保している。 地下タンク(18kL)で備蓄している。	A重油、3日分を確保している。 地下タンク(8kL)で備蓄している。	A重油、3日分を確保している。 地下タンク(7kL)で備蓄している。	軽油、3日分を確保している。 地下タンク(3kL)で備蓄している。
	・燃料配管が破断等した場合は、発電機による供給は不可能となる。		・電気室が津波の影響を受けた場合、商用電源が復旧しても電源供給は不可能となる。	・発電機棟が海に近い場合津波1m以上で海水につき発電機による供給は不可能となる。
対策	・優先的な復旧について電気供給事業者へ要請する。 ・移動可能なポータブル発電機を確保する。			
	・別館は非常用発電機から自動で電源供給が可能となるよう改修する。		・電気室及び発電機棟が津波の影響を受けないように配置を検討する。	・電気室が津波の影響を受けないように浸水対策を検討する。



③-1 上水道

	松江合同庁舎	雲南合同庁舎	出雲合同庁舎	大田集合庁舎	川本合同庁舎
	《上水供給先事業者》				
	松江市	雲南市	出雲市	大田市	川本町
	《庁舎内送水方式》				
現状	<p>立体駐車場機械室の受水槽（13 t）から屋上高架水槽（3 t）へポンプアップし自然流下により各所へ送水している。</p> <p>また、トイレ洗浄水として雨水を利用しており、屋上からの雨水を地下に貯留し、ろ過・塩素消毒をした後、屋上高架水槽（5 t）へポンプアップし自然流下により各トイレへ送水している。</p> <p>雨水供給が無くなれば上水を雨水槽内へ供給する方式となっている。</p>	<p>本館 1 階機械室の受水槽（25 t）から屋上高架水槽（2 t）へポンプアップし、自然流下により本館及び別館の各所へ送水している。</p>	<p>1 階機械室の受水槽（24 t）から屋上高架水槽（12 t）へポンプアップし自然流下により各所へ送水している。</p>	<p>上水の供給を直圧方式で庁舎内の各所へ送水している。</p>	<p>1 階機械室の受水槽（14 t）から屋上高架水槽（6 t）へポンプアップし自然流下により各所へ送水している。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水供給が無くなっても、配管の損傷がない限り受水槽、高架水槽及び雨水槽の残留水を使用できるが、水位が水槽の下限時に発災した場合は、使用できる水が僅かとなる。（ただし、降雨があれば雨水が流入するのでトイレ使用可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管の損傷がない限り高架水槽の残留水を使用できるが、水位が水槽の下限時に発災した場合は、使用できる水が僅かとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水供給が遮断されても、配管の損傷がない限り受水槽と高架水槽の残留水を使用できるが、水位が水槽の下限時に発災した場合は、使用できる水が僅かとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給側の設備等が故障した場合には、即時断水する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力の供給が停止した場合や配管が損傷しない限り高架水槽の残留水を使用できるが、水位が水槽の下限時に発災した場合は、使用できる水が僅かとなる。</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検復旧について供給先市町及び関連業者等へ要請する。</li> <li>・飲料水（ペットボトル等）を備蓄する。</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性の貯水槽に更新し、緊急遮断弁により確保した残留水を取水弁から送水する。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性の貯水槽に更新し、緊急遮断弁により確保した残留水を取水弁から送水する。</li> </ul>

③-2 上水道

	浜田合同庁舎	益田合同庁舎	隠岐合同庁舎	島前集合庁舎
	《上水供給先事業者》			
	浜田市	益田市	隠岐の島町	西ノ島町
	《庁舎内送水方式》			
現状	<p>本館は、立体駐車場1階の受水槽(24t)から加圧給水ポンプにより各所に送水しており、別館は、1階機械室の受水槽から屋上高架水槽へポンプアップし自然流下により各所へ送水している。</p> <p>また、本館に別に中水の系統があり、屋上等に溜まった雨水を地下に貯留し、ろ過・塩素消毒をした後、加圧給水ポンプにより各トイレの洗浄水として利用している。</p> <p>なお、本館の上水用受水槽(24t)及び中水用受水槽(14t)は、緊急遮断弁により遮断され受水槽内の水量は確保される。</p>	<p>庁舎は、1階機械室の受水槽(33t)から屋上高架水槽(10t)へポンプアップし自然流下により各所へ送水している。</p> <p>保健所は、市水道直圧方式により各所へ送水している。</p>	<p>屋外受水槽(12t)から屋上高架水槽(5t)へポンプアップし自然流下により本館・別館各所へ送水している。</p>	<p>上水の供給を直圧方式で庁舎内の各所へ送水している。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本館は、高架水槽方式ではないため、電力の供給が停止した場合や配管が損傷した場合は即時断水する。</li> <li>・別館は、配管の損傷がない限り高架水槽の残留水を使用できるが、水位が水槽の下限時に発災した場合は、使用できる水が僅かとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎は、高架水槽方式ではあるが受水槽及び高架水槽共に緊急遮断弁が設置されておらず、配管が損傷した場合は上水の確保が不可であり即時断水する。</li> <li>・電力の供給が停止した場合は、受水槽及び高架水槽残量のみ使用が可能。</li> <li>・保健所は、市水道供給が停止した場合は即時断水する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波被害により受水槽が使用不可になる恐れがある。受水槽が使用できない場合、配管の損傷がない限り高架水槽の残留水を使用できるが、水位が水槽の下限時に発災した場合は、使用できる水が僅かとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給側の設備等が故障した場合には、即時断水する。</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検復旧について供給先市町及び関連業者等へ要請する。</li> <li>・飲料水(ペットボトル等)を備蓄する。</li> <li>・耐震性の貯水槽に更新し、緊急遮断弁により確保した残留水を取水弁から送水する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械室が津波の影響を受けないように配置を検討する。</li> </ul>

④－1 下水道・浄化槽

	松江合同庁舎	雲南合同庁舎	出雲合同庁舎	大田集合庁舎	川本合同庁舎
現状	《汚水等の処理状況》				
	汚水等は、松江市の公共下水道へ排水している。 下水道が使える状況で上水道が止まった場合でも雨水利用をしているので雨水槽の残留水で、ある程度、トイレは使用できる。(降雨が続けば長期使用可)	汚水等は、雲南市の公共下水道へ排水している。	汚水等は、出雲市の公共下水道へ排水している。	汚水等は、自然流下により大田市の公共下水道へ排水している。	汚水等は、浄化槽（628人槽）を經由し川本町の公共升へ排水している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道又は上水道が使用できなくなれば、トイレは使用できない。</li> <li>・設備配管等が損傷した場合は汚水処理ができない。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力の供給が停止した場合や設備配管等が損傷した場合は汚水処理ができない。</li> </ul>	
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検復旧について関連業者等へ要請する。</li> <li>・排水管等からの漏水を防ぐため、異常がないことが確認されるまではトイレ、湯沸室の上水の使用を禁止する。</li> <li>・簡易トイレを確保する。</li> </ul>				

④－2 下水道・浄化槽

	浜田合同庁舎	益田合同庁舎	隠岐合同庁舎	島前集合庁舎
現状	《汚水等の処理状況》			
	汚水等は、浄化槽（646人槽）を經由して浜田市の公共升へ排水している。	汚水等は、浄化槽（730人槽）を經由して益田市の公共升へ排水している。	汚水等は、浄化槽（290人槽）を經由し西郷湾へ排水している。 (H30年頃に公共下水道へ接続される予定)	汚水等は、西ノ島町の公共下水道へ排水している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力の供給が停止した場合や設備配管等が損傷した場合は汚水処理ができない。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道又は上水道が使用できなくなれば、トイレは使用できない。</li> <li>・設備配管等が損傷した場合は汚水処理ができない。</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検復旧について関連業者等へ要請する。</li> <li>・排水管等からの漏水を防ぐため、異常がないことが確認されるまではトイレ、湯沸室の上水の使用を禁止する。</li> <li>・簡易トイレを確保する。</li> </ul>			

⑤-1 ガス

	松江合同庁舎	雲南合同庁舎	出雲合同庁舎	大田集合庁舎	川本合同庁舎
現状	《使用ガスの種類等》				
	供給事業者(松江市)から供給される都市ガスを使用している。	プロパン庫にガスボンベ(50kg×12本)を貯蔵している。	供給事業者(出雲ガス)から供給される都市ガスを使用している。	プロパン庫にガスボンベ(50kg×4本)を貯蔵している。	プロパン庫にガスボンベ(50kg×14本)を貯蔵している。
課題	《使用用途》				
	湯沸室給湯・冬期時間外暖房(ガスストーブ)に使用している。	湯沸室給湯、ガスコンロ・冬期時間外暖房(ガスストーブ)に使用している。	湯沸室給湯・冬期時間外暖房(ガスストーブ)に使用している。	湯沸室給湯、ガスコンロに使用している。	湯沸室給湯、ガスコンロ・冬期時間外暖房(ガスストーブ)に使用している。
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市ガスの供給が止まると、ガス機器は使用できない。</li> <li>・発災時には供給事業者側の元バルブが閉められ、供給が止まる可能性が高く、配管等の損傷等については供給事業者による点検復旧工事後、安全であることを確認するまでは供給が再開されない。</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市ガスの供給が止まると、ガス機器は使用できない。</li> <li>・緊急遮断弁が働いた場合、供給事業者による点検を行い安全であることを確認するまで供給が再開されない。</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後はガス漏れの可能性があるため、火気使用を禁止する。</li> <li>・点検復旧について供給事業者等へ要請する。</li> </ul>				

⑤-2 ガス

	浜田合同庁舎	益田合同庁舎	隠岐合同庁舎	島前集合庁舎
現状	《使用ガスの種類等》			
	浜田ガス(株)から供給される都市ガスを使用している。	庁舎及び保健所共にプロパン庫にガスボンベを貯蔵している。 ・本庁舎(50kg×12本) ・保健所(50kg×4本)	プロパン庫にガスボンベ(50kg×10本)を貯蔵している。	プロパン庫にガスボンベ(50kg×8本)を貯蔵している。
現状	《使用用途》			
	空調用(本館のみ)・湯沸室給湯、ガスコンロ・冬季時間外暖房(ガスストーブ)に使用している。	湯沸室給湯、ガスコンロ・冬期時間外暖房(ガスストーブ)に使用している。	湯沸室給湯、ガスコンロに使用している。	湯沸室給湯、ガスコンロ・冬期時間外暖房(ガスストーブ)に使用している。
課題	・ガスの供給が止まると、ガス機器は使用できない。			
	・引込みは低圧ガス配管であり発災時には供給事業者側の元バルブが閉められ、供給が止まる可能性が高く、配管等の損傷等については供給事業者による点検復旧工事後、安全であることを確認するまで供給が再開されない。	・緊急遮断弁が働いた場合、供給事業者による点検を行い安全であることを確認するまで供給が再開されない。		
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後はガス漏れの可能性があるため、火気使用を禁止する。</li> <li>・点検復旧について供給事業者等へ要請する。</li> </ul>			

### ⑥-1 エレベーター

	松江合同庁舎	雲南合同庁舎	出雲合同庁舎	大田集合庁舎	川本合同庁舎
現状	機械室ありのロープ式で2台設置している。 また、地震管制運転と停電時自動着床機能を備えている。	本館は機械室ありのロープ式で1台設置している。 別館は機械室ありの油圧式で1台設置している。 本館、別館ともに地震管制運転装置、停電時自動着床機能を有し、遠隔監視装置、火災時管制運転装置は本館に備えている。	機械室ありのロープ式で2台設置している。 また、地震管制運転と停電時自動着床機能を備えている。	機械室なしのロープ式で1台設置している。 また、地震管制運転と停電時自動着床機能を備えている。	機械室ありのロープ式で1台設置している。 また、地震管制運転と停電時自動着床機能を備えている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震によりエレベーターが停止した場合には、安全であることを確認するまで使用できない。</li> <li>発災時には、かご内に乗客が閉じ込められる可能性がある。</li> </ul>				
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検復旧については保守業者へ要請する。</li> <li>閉じ込め事案発生時の職員等の対応マニュアルを作成する。</li> </ul>				

### ⑥-2 エレベーター

	浜田合同庁舎	益田合同庁舎	隠岐合同庁舎	島前集合庁舎
現状	機械室なしのロープ式で本館に2台、別館に1台設置している。 また、地震管制運転と停電時自動着床機能を備えている。	機械室ありのロープ式で庁舎に1台設置している。 また、地震管制運転と停電時自動着床機能を備えている。	機械室ありのロープ式で本館に1台設置している。 また、地震管制運転と停電時自動着床機能を備えている。	機械室なしのロープ式で1台設置している。 また、地震管制運転と停電時自動着床機能を備えている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震によりエレベーターが停止した場合には、安全であることを確認するまで使用できない。</li> <li>発災時には、かご内に乗客が閉じ込められる可能性がある。</li> </ul>			
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検復旧について保守業者へ要請する。</li> <li>閉じ込め事案発生時の職員等の対応マニュアルを作成する</li> </ul>			

⑦-1 空調

	松江合同庁舎	雲南合同庁舎	出雲合同庁舎	大田集合庁舎	川本合同庁舎
現状	空調（冷暖房）設備の動力は電気である。	1階機械室に吸収式冷温水発生機を設置。燃料はA重油を使用している。また、空調設備の動力は電気である。	1階機械室に冷温水発生機を設置。燃料はA重油を使用している。また、空調設備の動力は電気である。	執務室毎にパッケージ型空調設備（電気）が設置されている。	1階機械室に設置されている冷温水発生機による中央管理方式であり、燃料はA重油を使用している。また、空調設備の動力は電気である。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給が停止した場合は、冷暖房が利用できない。</li> <li>空調設備等に損傷を受け使用できない可能性がある。</li> </ul>				
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検復旧について関連業者等へ要請する。</li> </ul>				

⑦-2 空調

	浜田合同庁舎	益田合同庁舎	隠岐合同庁舎	島前集合庁舎
現状	本館の燃料は都市ガスでの供給であり、庁舎内に貯留する設備はない。別館の燃料はA重油を使用している。また、空調設備の動力は電気である。	庁舎及び保健所共に1階機械室に設置されている冷温水発生機による中央管理方式であり、燃料はA重油を使用している。また、空調設備の動力は電気である。	1階機械室に冷温水発生機があり、燃料はA重油を使用している。また、空調設備の動力は電気である。	1階機械室に冷温水発生機があり、燃料は灯油を使用している。また、空調設備の動力は電気である。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>本館は、ガスの供給又は電力の供給が停止した場合は、冷暖房が利用できない。</li> <li>別館については、空調設備等に損傷を受け使用できない可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給が停止した場合は、冷暖房が利用できない。</li> <li>空調設備等に損傷を受け使用できない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の供給が停止した場合は、冷暖房が利用できない。</li> <li>津波被害により1階機械室の冷温水発生機等の機器が損傷を受け使用できない可能性が高い。</li> <li>空調設備等に損傷を受け使用できない可能性がある。</li> </ul>	
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検復旧について関連業者等へ要請する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>1階機械室が津波の影響を受けないように配置を検討する。</li> <li>1階機械室が津波の影響を受けないように浸水対策を検討する。</li> </ul>

⑧-1 通信

	松江合同庁舎	雲南合同庁舎	出雲合同庁舎	大田集合庁舎	川本合同庁舎
現状	《NTT回線の状況》 キャビネット型交換機でひかり回線を使用している。 庁舎内の電話交換設備は非常用のバッテリーを備えており、非常用発電機が運転できない時でも約3時間稼働することができる。				
	《災害時優先電話回線の状況》				
	8回線を確保している。	10回線を確保している。	6回線を確保している。	2回線を確保している。	4回線を確保している。
	《防災行政無線の状況》 県地方機関や各関係機関との通信を確保するため、地上系と衛星系の2系統の無線システムを整備している。				
	《衛星携帯電話の配備状況》				
	地区災害対策本部用1台、市町村に派遣する情報収集員用2台を保有している。	地区災害対策本部用1台、市町村に派遣する情報収集員用3台を保有している。	地区災害対策本部用1台、市町村に派遣する情報収集員用1台を保有している。	地区災害対策本部用1台、市町村に派遣する情報収集員用1台を保有している。	地区災害対策本部用1台、市町村に派遣する情報収集員用3台を保有している。
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>各通信手段の運用や使用方法を職員に周知する。</li> <li>緊急時に備え機器を定期的に点検するなど管理を徹底する。</li> </ul>				

⑧-2 通信

	浜田合同庁舎	益田合同庁舎	隠岐合同庁舎	島前集合庁舎
現状	《NTT回線の状況》 キャビネット型交換機でひかり回線を使用している。 庁舎内の電話交換設備は非常用のバッテリーを備えており、非常用発電機が運転できない時でも約3時間稼働することができる。			
	《災害時優先電話回線の状況》			
	10回線を確保している。	5回線を確保している。	3回線を確保している。	
	《防災行政無線の状況》 県地方機関や各関係機関との通信を確保するため、地上系と衛星系の2系統の無線システムを整備している。			
	《衛星携帯電話の配備状況》			
	地区災害対策本部用1台、市町村に派遣する情報収集員用2台を保有している。	地区災害対策本部用1台、市町村に派遣する情報収集員用3台を保有している。	地区災害対策本部用1台、市町村に派遣する情報収集員用1台を保有している。	市町村に派遣する情報収集員用3台を保有している。
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>各通信手段の運用や使用方法を職員に周知する。</li> <li>緊急時に備え機器を定期的に点検するなど管理を徹底する。</li> </ul>			



⑨-1 執務環境（執務室）

	松江合同庁舎	雲南合同庁舎	出雲合同庁舎	大田集合庁舎	川本合同庁舎
現状	《什器等の固定状況》				
	スライド式の書棚を除き大部分の書棚やロッカー等は固定されていない。			スライド式及び背の高い書庫については固定されているが、その他の書棚については固定されていない。	スライド式の書棚を除き、転倒の恐れのある大部分の書棚やロッカー等は固定されており、発災後の被害は低いものと想定される。
	《執務室内の被害想定》				
	書棚等の転倒による書類が散乱するほか、窓ガラスの破損、パソコンの破損・落下、天井の剥離・落下等による被害も想定される。				
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書棚等の転倒防止を行っていない執務室では、破損した窓ガラスや書類等が散乱する。</li> <li>・被災直後は、散乱した書類等の整理に追われ、業務への着手が遅延し、迅速な業務執行の妨げとなる。</li> <li>・書棚、ロッカー等の転倒等防止対策を全庁的に取り組んでいない。</li> </ul>				
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書棚及びロッカー等の転倒防止対策を実施する。</li> <li>・ガラス飛散防止用の対策を検討する。</li> <li>・執務室復旧に必要な資材（ブルーシート、軍手、バール等）を備蓄する。</li> <li>・冬季発災時は、庁舎暖房不可となる可能性が高いことから可能な限り簡易カイロを持参する。</li> </ul>				

⑨-2 執務環境（執務室）

	浜田合同庁舎	益田合同庁舎	隠岐合同庁舎	島前集合庁舎
現状	《什器等の固定状況》			
	スライド式の書棚を除き大部分の書棚やロッカー等は固定されていない。			
	《執務室内の被害想定》			
	書棚等の転倒による書類が散乱するほか、窓ガラスの破損、パソコンの破損・落下、天井の剥離・落下等による被害も想定される。			
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書棚等の転倒防止を行っていない執務室では、破損した窓ガラスや書類等が散乱する。</li> <li>・被災直後は、散乱した書類等の整理に追われ、業務への着手が遅延し、迅速な業務執行の妨げとなる。</li> <li>・書棚、ロッカー等の転倒等防止対策を全庁的に取り組んでいない。</li> </ul>			
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書棚及びロッカー等の転倒防止対策を実施する。</li> <li>・ガラス飛散防止用の対策を検討する。</li> <li>・執務室復旧に必要な資材（ブルーシート、軍手、バール等）を備蓄する。</li> <li>・冬季発災時は、庁舎暖房不可となる可能性が高いことから可能な限り簡易カイロを持参する。</li> </ul>			

## 6 その他非常時の対応

発災が勤務時間内である場合は、来庁者に被害が及ぶことなどが想定されるため、以下の方針により対応する。

### (1) 来庁者への対応

#### ①避難場所の指定

来庁者の避難場所は、予め指定された場所とする。

被災により同所が使用できないなど状況に応じて、庁舎管理担当課は、速やかに来庁者の避難場所を指定し、庁内に周知する。

#### 【各庁舎の来庁者の避難場所（想定）】

庁舎名	来庁者の避難場所（想定）	庁舎名	来庁者の避難場所（想定）
本庁	県民室、1階ロビー	川本合庁	1階ロビー
松江合庁	1階ロビー	浜田合庁	1階ロビー
雲南合庁	1階ロビー	益田合庁	1階ロビー
出雲合庁	1階ロビー	隠岐合庁	西郷小学校
大田集合庁舎	1階ロビー	島前集合庁舎	西ノ島県職員宿舎駐車場

#### ②来庁者の誘導

庁舎管理担当課は、地震の揺れが収まり庁舎周辺の安全が確認された後に、来庁者に対して①により指定された避難場所への移動を要請し、近くに居合わせた職員の協力を得ながらこれを誘導する。

#### ③負傷者等への対応

移動が困難な負傷者等については、付近に居合わせた職員が救急・救命措置、応急手当など必要な措置を速やかに行うものとし、医療機関による手当が必要とされる負傷者等については、医療機関への引き渡しを行う。

### (2) 帰宅困難者への対応

帰宅困難者については、原則、市町村が開設する近隣の避難所へ移動するよう要請する。

ただし、避難所への移動が困難な場合には、庁舎管理担当課は、市町村が避難所を開設するまでの間、指定した場所へ誘導する。

#### 【各庁舎の帰宅困難者の避難場所】

庁舎名	帰宅困難者の避難場所	庁舎名	帰宅困難者の避難場所
本庁	第三分庁舎、職員会館、 県立武道館	川本合庁	1階ロビー
松江合庁	講堂	浜田合庁	本館6階休養室、健康管 理室
雲南合庁	5階501会議室	益田合庁	5階会議室
出雲合庁	会議室	隠岐合庁	6階会議室
大田集合庁舎	2階会議室	島前集合庁舎	2階会議室

## 7 今後の取組み

### (1) 教育・訓練の実施

発災時に適確に非常時優先業務を遂行するためには、平常時より職員が業務継続計画を理解し、職員それぞれが災害時にとるべき行動を認識しておく必要がある。

また、発災時に行動ができるよう、平時から職員に対して下記訓練や研修等を計画的に実施していくことが必要である。

- ・安否確認訓練、参集訓練

各職員が、各部局又は所属で決めている方法により安否情報を連絡し、各部局主管課を通じて人事課に集約・報告する安否確認訓練を行う。あわせて、参集の訓練も行う。

- ・他組織との連携訓練

他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練を行う。

- ・内部研修、階層別研修を活用した研修の実施

業務継続計画の説明、所属ごとの非常時優先業務や職務代行等の確認を行う。

### (2) 市町村への支援

発災時に、県が非常時優先業務を継続して実施するには、市町村との連携が不可欠である。今後、市町村が行う業務継続計画の策定に際し、情報提供等を行う。

### (3) 計画の検証と改善

業務継続計画は、一定の前提を踏まえ策定されたものであることから、訓練等を通じて計画の実効性等を検証し、把握された問題点等に基づいて、逐次修正し、改善を図る。

## 附属資料

- 1 必要人員
- 2 職員参集予測
- 3 非常時優先業務

## 1 必要人員

各地区における非常時優先業務の実施に必要な人数は、次のとおり。

※市町村への派遣要員は含まない。

### (1) 松江地区

部局名	3時間	1日	3日	2週間	1月
総務部	8	28	52	73	69
健康福祉部	27	56	103	104	107
農林水産部	11	32	71	67	45
土木部	22	77	152	167	169
企業局	4	10	27	27	27
教育委員会	12	25	39	34	31
合計	84	228	444	472	448

### (2) 雲南地区

部局名	3時間	1日	3日	2週間	1月
総務部	1	5	7	8	6
地域振興部	10	15	24	12	12
健康福祉部	3	12	46	38	38
農林水産部	8	12	24	20	15
土木部	11	38	84	84	84
企業局	2	4	20	13	13
合計	35	86	205	175	168

### (3) 出雲地区

部局名	3時間	1日	3日	2週間	1月
総務部	4	7	11	11	11
健康福祉部	15	31	58	50	54
農林水産部	5	28	45	44	33
商工労働部	1	5	5	2	2
土木部	29	59	108	124	131
教育委員会	3	4	8	9	9
合計	57	134	235	240	240

### (4) 大田地区

部局名	3時間	1日	3日	2週間	1月
総務部	1	2	12	13	13
健康福祉部	10	20	35	37	40
農林水産部	5	7	18	22	18
土木部	6	6	37	43	42
合計	22	35	102	115	113

### (5) 川本地区

部局名	3時間	1日	3日	2週間	1月
農林水産部	4	10	10	10	6
土木部	33	39	79	61	68
合計	37	49	89	71	74

**(6) 浜田地区**

部局名	3時間	1日	3日	2週間	1月
総務部	20	27	61	70	71
環境生活部				2	2
健康福祉部	22	37	69	68	66
農林水産部	13	33	62	57	44
商工労働部		1	1	5	5
土木部	50	70	123	137	142
企業局	6	8	17	19	17
教育委員会	6	7	12	13	11
合計	117	183	345	371	358

**(7) 益田地区**

部局名	3時間	1日	3日	2週間	1月
総務部	5	6	9	9	9
健康福祉部	13	31	43	41	42
農林水産部	9	18	16	14	8
商工労働部		5	5	2	2
土木部	78	92	174	144	160
教育委員会	3	4	5	5	5
合計	108	156	252	215	226

**(8) 隠岐地区**

部局名	3時間	1日	3日	2週間	1月	
隠岐支庁	県民局	13	15	20	28	28
	隠岐保健所	8	18	23	23	22
	農林局	7	25	25	25	25
	水産局	3	6	18	21	21
	県土整備局	14	53	58	57	69
教育委員会	3	4	7	8	8	
合計	48	121	151	162	173	

## 2 職員参集予測

各地区の職員参集予測（H26.4 現在）は、次のとおり。

### (1) 松江地区

部局名	職員数	3時間	1日	3日
総務部	63	10	30	56
健康福祉部	108	29	56	98
農林水産部	87	11	38	77
土木部	152	22	77	137
企業局	27	4	10	24
教育委員会	81	15	43	73
合計	518	91	254	465
参集率		17.6%	49.0%	89.8%

### (2) 雲南地区

部局名	職員数	3時間	1日	3日
総務部	8	1	5	8
地域振興部	35	15	17	35
健康福祉部	22	3	12	22
農林水産部	34	8	12	34
土木部	84	11	38	84
企業局	5	2	4	5
合計	188	40	88	188
参集率		21.3%	46.8%	100%

### (3) 出雲地区

部局名	職員数	3時間	1日	3日
総務部	12	4	7	11
健康福祉部	59	20	33	53
農林水産部	161	15	82	144
商工労働部	15	1	5	14
土木部	119	29	59	108
教育委員会	42	7	17	38
合計	408	76	203	368
参集率		18.6%	49.8%	90.2%

### (4) 大田地区

部局名	職員数	3時間	1日	3日
総務部	9	1	2	8
健康福祉部	41	10	20	37
農林水産部	25	5	7	22
土木部	32	6	6	29
合計	107	22	35	96
参集率		20.6%	32.7%	89.7%

**(5) 川本地区**

部局名	職員数	3時間	1日	3日
総務部	1	0	1	1
農林水産部	17	10	11	17
土木部	60	33	39	60
合計	78	43	51	78
参集率		55.1%	65.4%	100%

**(6) 浜田地区**

部局名	職員数	3時間	1日	3日
総務部	43	20	27	39
環境生活部	2	1	1	2
健康福祉部	62	22	37	55
農林水産部	96	44	57	87
商工労働部	9	1	5	8
土木部	135	50	72	121
企業局	18	6	8	16
教育委員会	32	9	17	30
合計	397	153	224	358
参集率		38.5%	56.4%	90.2%

**(7) 益田地区**

部局名	職員数	3時間	1日	3日
総務部	9	5	6	9
健康福祉部	39	22	35	39
農林水産部	30	22	25	30
商工労働部	9	0	6	9
土木部	124	78	92	124
教育委員会	11	7	9	11
合計	222	134	173	222
参集率		60.4%	77.9%	100%

**(8) 隠岐地区**

部局名	職員数	3時間	1日	3日	
隠岐支庁	県民局	15	14	15	15
	隠岐保健所	23	23	23	23
	農林局	26	26	26	26
	水産局	16	16	16	16
	県土整備局	63	55	63	63
健康福祉部	2	2	2	2	
農林水産部	2	1	2	2	
教育委員会	10	10	10	10	
合計	157	147	157	157	
参集率		93.6%	100%	100%	



### 3 非常時優先業務

本庁及び各地区の非常時優先業務（応急業務、優先すべき通常業務）は次のとおり。

#### (1) 本庁

##### ① 応急業務

災害対策本部		非常時優先業務名	業務開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
共通		市町村支援(避難所運営の支援等)に関する事		○	→	→	→	
		支援物資の受け入れ、仕分け、搬送に関する事		○	→	→	→	
		被災者支援(居住地以外の市町村に避難する被災者の情報共有等)に関する事		○	→	→	→	
		広域一時滞在(県外への避難)に関する事				○	→	→
政策企画部	政策企画班	災害警戒本部に関する事	○	→	→	→	→	
		関係省庁の視察に関する事			○	→	→	
		政策企画局内の動員計画に関する事	○	→	→	→	→	
		政策企画局内の連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
	秘書班	知事・副知事の秘書業務(連絡調整(緊急))に関する事	○	→	→	→	→	
		知事・副知事の秘書業務(被災地視察等)に関する事		○	→	→	→	
		知事・副知事の秘書業務(連絡調整(中長期))に関する事			○	→	→	
		災害見舞・視察者等主要来県者の接遇に関する事			○	→	→	
	広聴広報班	災害時における被害状況・緊急対策等の県民への広報手段の確保及び広報の実施に関する事	○	→	→	→	→	
		災害時における放送要請に関する協定に基づく放送要請に関する事	○	→	→	→	→	
		災害時における被害状況・緊急対策等の報道機関への発表についての連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		災害対策についての陳情(市町村)に関する事		○	→	→	→	
	統計調査班	政策企画部の応援に関する事	○	→	→	→	→	
		広聴広報部の応援(情報の集約・整理)に関する事	○	→	→	→	→	
		統計調査員の公務災害補償に関する事			○	→	→	
		統計調査員の被災に関する事		○	→	→	→	
	政策企画部 必要人員			19	28	36	36	36
	総務部	総務班	災害警戒本部に関する事	○	→	→	→	→
			関係省庁の視察に関する事		○	→	→	→
			総務部内の動員計画に関する事	○	→	→	→	→
総務部内の連絡調整に関する事			○	→	→	→	→	
部内の広域防災拠点動員の調整に関する事			○	→	→	→	→	
私立学校の被害調査に関する事			○	→	→	→	→	
文部科学省への報告に関する事				○	→	→	→	
県立大学の被害状況把握に関する事			○	→	→	→	→	
災害復旧に係る激甚災害指定の場合の私学への助成に関する事							○	
私立学校に係る授業料減免措置に関する事							○	
人事班			災害対策関係職員の動員(連絡調整)に関する事	○	→	→	→	→
			災害対策関係職員の動員(輸送手段確保)に関する事	○	→	→	→	→
		職員の相互応援及び職員派遣要請に関する事		○	→	→	→	
		職員の任免に関する事				○	→	
		職員の被災状況の調査及び取りまとめ(報告依頼)に関する事	○	→	→	→	→	
		職員の被災状況の調査及び取りまとめ(緊急災害物資調達配布)に関する事		○	→	→	→	
		職員の被災状況の調査及び取りまとめ(り災状況)に関する事			○	→	→	
		職員の被災給付に関して四共済との連絡調整に関する事			○	→	→	
		職員からの相談(職員の被災状況把握等)に関する事		○	→	→	→	
		職員からの相談(健康相談)に関する事		○	→	→	→	
		職員からの相談(ストレスカウンセリング)に関する事					○	
共済・互助会の貸付等、最小限の職員福利厚生に関する事					○	→		

災害対策本部		非常時優先業務名	業務開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
災害対策本部	財政班	予算措置に関わる被災状況の把握に関する事	○	→	→	→	→	
		予算措置状況等の確認・協議に関する事	○	→	→	→	→	
		災害視察者等への陳情に関する事			○	→	→	
		必要な補正予算の編成に関する事			○	→	→	
		陳情書(政府、国会)の作成に関する事			○	→	→	
	税務班	県税の減免措置等の広報に関する事	○	→	→	→	→	
		県税の減免措置等の問い合わせに関する事		○	→	→	→	
	管財班	県庁本庁舎の被害状況の把握、応急対応に関する事	○	→	→			
		合同庁舎、集合庁舎、職員宿舍の被害状況の把握、応急対応に関する事	○	→	→			
		上記以外の県有財産の被害状況の把握、応急対応に関する事	○	→	→			
		県有財産の災害報告に関する事	○	→	→	→		
		県有財産の修繕、改修に関する事				○	→	
		災害救助用仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について協力すること			○	→	→	
	営繕班	災害対策活動の拠点となる建築物等の被害状況の把握に関する事	○	→	→	→	→	
		災害対策活動の拠点となる建築物等の応急修理に関する事			○	→	→	
		応急仮設住宅の建設に関する事			○	→	→	
		災害対策活動の拠点となる建築物の復旧に関する事				○	→	
		被災した県有建築施設の復旧に関する事					○	
	総務事務センター班	総務部各班の応援業務に関する事	○	→	→	→	→	
		所管システムの復旧業務に関する事		○	→	→	→	
	総務部 必要人員			67	97	112	103	95
	防災部	消防学校班	学校施設の維持管理業務に関する事	○	→	→	→	→
	防災部 必要人員			1	4	7	7	7
地域振興部	地域政策班	災害警戒本部に関する事	○	→	→	→	→	
		関係省庁の視察に関する事			○	→	→	
		地域振興部内の動員計画に関する事	○	→	→	→	→	
		地域振興部内の連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		電力事業者の被害状況の把握に関する事	○	→	→	→	→	
	しまね暮らし推進班	地域政策班の応援に関する事	○	→	→	→	→	
	市町村班	被災市町村からの相談に関する事	○	→	→	→	→	
		被災市町村に対する行財政支援に関する事	○	→	→	→	→	
		被災市町村への職員派遣に関する事			○	→	→	
	情報政策班	基盤システムの復旧に関する事	○	→	→	→		
		重要情報システムの復旧に関する事	○	→	→	→		
	交通対策班	公共交通機関の状況把握に関する事	○	→	→	→	→	
		緊急輸送の調整に関する事	○	→	→	→	→	
公共交通機関の復旧対策に関する事			○	→	→	→		
地域振興部 必要人員			20	24	34	38	20	
環境生活部	環境生活総務班	災害警戒本部に関する事	○	→	→	→	→	
		関係省庁の視察に関する事			○	→	→	
		環境生活部内の動員計画に関する事	○	→	→	→	→	
		環境生活部内の連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		災害ボランティアの調整に関する事	○	→	→	→	→	
		災害時の物価対策に関する事					○	
		災害要望活動に伴う部内のとりまとめに関する事			○	→	→	
	人権同和対策班	環境生活総務班の応援に関する事	○	→	→	→	→	

災害対策本部		非常時優先業務名	業務開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
	文化国際班	環境生活総務班の応援に関する事	○	→	→	→	→	
		県内在住外国人への情報提供に関する事		○	→	→	→	
		外国人への支援に関する事			○	→	→	
	自然環境班	自然公園施設の被害状況の把握、応急対応、災害報告に関する事	○	→	→	→	→	
		環境政策班	環境生活総務班の応援に関する事	○	→	→	→	→
	廃棄物対策班	災害廃棄物の処理に関する事	○	→	→	→	→	
		一般廃棄物処理施設の災害復旧対策に関する事	○	→	→	→	→	
		近隣市町村及び民間の廃棄物処理関連業界との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		特定建築物(延面積3千㎡以上等)の衛生管理に関する事		○	→	→	→	
		し尿処理に係る近隣市町村との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
	環境生活部 必要人員			21	26	45	44	45
	健康福祉部	健康福祉総務班	災害警戒本部に関する事	○	→	→	→	→
			関係省庁の視察に関する事			○	→	→
			健康福祉部内の動員計画に関する事	○	→	→	→	→
			健康福祉部内の連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
報道機関等への情報提供に関する事			○	→	→	→	→	
職員の配置及び派遣に関する事			○	→	→	→	→	
部内の広域防災拠点の動員の調整に関する事			○	→	→			
陳情要望等に関する事						○	→	
市町村が実施する要援護者対策に係る他団体への協力要請に関する事			○	→	→	→	→	
地域福祉班			社会福祉分野の部内調整に関する事	○	→	→	→	→
		日本赤十字社島根県支部、島根県共同募金及び島根県社会福祉協議会との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		ボランティア受け入れ体制の立ち上げに関する事	○	→	→	→	→	
		市町村災害救援ボランティアセンターの活動状況把握、支援に関する事	○	→	→	→	→	
		災害援護資金・生活福祉資金による融資の実施に関する事			○	→	→	
		災害弔慰金等の支給に関する事			○	→	→	
		救護施設の被害状況の把握及び報告に関する事	○	→	→	→	→	
		生活保護施設(救護施設)の災害復旧に関する事		○	→	→	→	
		福祉事務所が行う被災世帯に対する生活保護法の適用に対する支援に関する事			○	→	→	
		被災社会福祉法人の認可、運営指導等に関する事		○	→	→	→	
		社会福祉施設等の被災状況の報告に関する事	○	→	→	→	→	
		福祉・介護従事者の応援要請(他課の行う事務を除く)に関する事		○	→	→	→	
医療政策班		救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関する事	○	→	→	→	→	
		医療、助産施設等の被害の情報収集、報告及び災害対策に関する事	○	→	→	→	→	
		医療関係者養成施設の災害対策に関する事				○	→	
		広域災害医療情報システムに関する事	○	→	→	→	→	
		医療チームの受け入れ、配置調整に関する事	○	→	→	→	→	
		医療施設の災害復旧に関する事	○	→	→	→	→	
		医療関係者養成施設の災害復旧に関する事				○	→	
健康推進班		住民の健康対策(保健指導、栄養指導)に関する事		○	→	→	→	
		住民の健康対策(市町村の保健活動の支援)に関する事		○	→	→	→	
		災害救助の応援に関する事		○	→	→		
		市町村保健センター業務の支援に関する事			○	→	→	
		国民健康保険保険者の災害対策に関する事			○	→	→	
		厚生労働省所管補助施設の被害の情報収集及び報告に関する事		○	→			

災害対策本部		非常時優先業務名	業務開始目標時間及び継続期間				
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
	高齢者福祉班	老人福祉施設等の災害情報の収集に関する事	○	→	→	→	→
		被災高齢者の援護に関する事		○	→	→	→
		被災高齢者に対するメンタルヘルスクアの実施に関する事				○	→
		義援物資の受付及び配分に関する事			○	→	→
		老人福祉施設等の災害復旧対応に関する事				○	→
		被災中国残留邦人等の支援に関する事			○	→	→
	青少年家庭班	児童福祉施設(障害児施設を除く)の被害の情報収集及び報告に関する事	○	→	→	→	→
		市町村・施設設置者に対する代替施設での保育及び養護の実施、助産の実施及び母子保護の実施等の助言・指導・調整に関する事	○	→	→	→	→
		要保護児童の収容の調整に関する事	○	→	→	→	→
		災害救助の応援に関する事	○	→	→	→	→
		被災児童に対する心理ケアに関する事			○	→	→
		被災母子世帯及び寡婦世帯に対する母子寡婦福祉資金の貸付に関する事				○	→
		児童福祉施設(障害児施設を除く)の災害復旧に関する事			○	→	→
	障がい福祉班	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児施設の被害の情報収集、報告及び災害対策に関する事	○	→	→	→	→
		被災した障がい児・者の施設への一時受け入れの調整・支援に関する事	○	→	→	→	→
		被災者に対するメンタルヘルスクアの連絡・調整に関する事		○	→	→	→
		災害救助の応援に関する事		○	→	→	→
		障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児施設の被害の災害復旧に関する事					○
	薬事衛生班	応急給水の広域的支援に関する事		○	→	→	
		応急飲料水の衛生指導に関する事		○	→		
		水道施設の被災状況の把握に関する事	○	→	→	→	
		水道施設の応急復旧の広域的支援に関する事			○	→	→
		水道施設の災害復旧対策に関する事			○	→	→
		飲料水の衛生指導に関する事				○	→
		医薬品及び衛生材料の調達(流通)に関する事	○	→	→	→	
		緊急用血液の連絡調整に関する事	○	→	→	→	
		火葬場の被害状況の把握に関する事		○	→	→	
		広域火葬の支援及び調整に関する事			○	→	
		毒劇物製造施設の被災状況の把握に関する事		○	→	→	
		毒劇物製造施設と関係機関との連絡調整に関する事		○	→	→	
		生活衛生関係営業の衛生確保の指導に関する事				○	→
		供給食品の衛生管理の指導に関する事			○	→	→
		食品供給施設(避難所、炊き出し施設、学校給食施設、営業施設等)の衛生指導に関する事			○	→	→
愛玩動物及び特定動物の避難・収容に関する事				○	→	→	
感染症の予防およびまん延防止に関する事				○	→	→	
感染症患者等への医療の提供、患者等の移送に関する事			○	→	→	→	
保健環境科学研究班		衛生試験及び検査に関する事		○	→	→	→
	環境試験及び検査に関する事		○	→	→	→	
	災害救助の応援に関する事		○	→	→	→	
健康福祉部 必要人員			73	118	131	115	88
農林水産部	農林水産総務班	災害警戒本部に関する事	○	→	→	→	→
		関係省庁の視察に関する事		○	→	→	→
		農林水産部内の動員計画に関する事	○	→	→	→	→
		農林水産部内の連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
		農林水産部関係の被害状況の取りまとめに関する事	○	→	→	→	→
		部内の広域防災拠点動員の調整に関する事	○				

災害対策本部		非常時優先業務名	業務開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
	農業経営班	県が管理する国有農地の被害状況の把握と応急対策に関する事			○			
		県が管理する国有農地の災害復旧対策に関する事				○	→	
		制度資金に係る施設の被害状況の把握と償還猶予に関する事		○	→	→	→	
		被害農家に対する融資に関する事		○	→	→	→	
		農業共同利用施設の被害状況の把握と応急対策に関する事			○	→		
		農業共同利用施設の災害復旧対策に関する事				○	→	
		農業災害補償法に関する事				○		
		信用事業を行う農業協同組合の指導・監督に関する事			○			
		農作物の応急技術指導に関する事				○	→	
		管理する農業施設等の被害把握及び応急対策に関する事				○	→	
		農作物の復旧技術指導に関する事					○	→
		管理する農業施設等の災害復旧対策に関する事					○	
	農畜産振興課	食糧の確保(流通)及びあっせんに関すること	○	→	→	→	→	
		農畜産物等の被害状況の把握に関する事(・米、麦、大豆・野菜、果樹、花き、特作・畜舎、家畜、畜産物等)	○	→	→	→	→	
		農畜産物の被害報告の取りまとめに関する事			○	→	→	
		経営構造対策事業等に係る施設の被害状況の把握と応急対策に関する事		○	→	→	→	
		家畜の飼料確保に関する事		○	→	→	→	
		畜産物の流通経路の確保に関する事		○	→	→	→	
		被災家畜の収容等に関する事		○	→	→		
		農畜産物等の復旧対策に関する事				○	→	
		種苗、生産資材等に関する事(・米、麦、大豆・野菜、果樹、花き、特作)				○	→	
		経営構造対策事業等に係る施設の災害復旧対策に関する事				○	→	
		農業気象に関する事			○	→	→	
		食料安全推進班	農作物の病害虫防除対策に関する事		○	→	→	
	家畜伝染病予防その他家畜衛生に関する事			○	→	→		
	生産資材(農薬、肥料)等に関する事			○	→	→		
	農村整備班	農地、農業用施設、農村環境施設の被災状況の把握、災害報告に関する事	○	→	→	→		
		農地、農業用施設及び集落排水施設等の農村生活環境施設が被災した場合の応急対策の支援に関する事		○	→	→		
	農地整備班	農地、農業用施設、農村環境施設の被災状況の把握、災害報告に関する事	○	→	→	→	→	
		農村振興局所管の地すべり防止施設、海岸保全施設の被災状況の把握、災害報告に関する事	○	→	→	→	→	
		国営中海土地改良事業造成施設のうち、県が管理を受託している部分の被災状況の把握、被災報告に関する事	○	→	→	→	→	
		土地改良施設の災害対策に関する事				○	→	
		農村振興局所管の地すべり防止施設、海岸保全施設の災害対策に関する事				○	→	
		農地防災ダムの管理に関する事	○	→	→	→	→	
		国営中海土地改良事業造成施設のうち、県が管理を受託している部分の災害対策に関する事				○	→	
	林業班	林業関係被害の応急対策の支援に関する事	○	→	→			
		県立森林公園施設の災害状況の把握、応急対応、災害報告に関する事		○	→			
		林産物及び施設の災害対策に関する事	○	→	→			
		災害対策用木材、薪炭の対策に関する事	○	→	→	→	→	
		林業関係被害の復旧対策の支援に関する事			○	→	→	
		林業の災害金融に関する事			○	→	→	
		県立森林公園施設の災害復旧に関する事				○		
災害対策用木材、薪炭の対策に関する事				○				

災害対策本部		非常時優先業務名	業務開始目標時間及び継続期間				
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
	森林整備班	造林地、苗木、苗畑施設の災害対策に関する事	○	→	→	→	
		治山関係の被害状況の把握、災害報告に関する事	○	→	→	→	→
		林道の災害対策に関する事	○	→	→	→	→
		災害時における森林病虫害に関する事	○	→	→	→	
		災害時の野生鳥獣保護に関する事		○	→	→	→
		林地開発規制許可地に関する事			○	→	→
		保安林及び保安林施設に関する事			○	→	→
		治山関係の災害復旧に関する事				○	→
		森林国営保険に関する事				○	→
	水産班	災害時における漁船に関する事	○	→	→	→	
		水産施設の災害対策に関する事	○	→	→	→	
		水産物の災害対策に関する事	○	→	→	→	
		漁業被災に対する融資に関する事				○	→
		水産施設の災害復旧対策に関する事			○	→	→
		緊急輸送手段の確保に関する事	○	→	→	→	→
	漁港漁場整備班	県が管理する漁港施設等の被害状況の把握、災害報告及び応急対策に関する事	○	→	→	→	→
		市町村が管理する漁港施設等の被害状況の把握、災害報告及び応急対策の指導に関する事	○	→	→	→	→
		県が管理する漁港施設等の災害復旧対策に関する事			○	→	→
		市町村が管理する漁港施設等の災害復旧対策の指導に関する事			○	→	→
	農林水産部 必要人員			46	91	124	113
商工労働部	商工政策班	商工労働部内の連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
		災害対策本部会議に関する事	○	→	→	→	→
		商工労働部内の動員計画に関する事	○	→	→	→	→
		商業及び鉱工業関係被害状況の収集に関する事	○	→	→	→	→
		部内の広域防災拠点動員の調整に関する事	○				
		関係省庁の視察に関する事		○	→	→	→
		災害要望活動に伴う部内とりまとめに関する事				○	→
	観光振興班	観光関連団体等に対する災害に関する情報提供に関する事	○	→	→	→	→
		観光施設等の被害状況の把握に関する事	○	→	→	→	→
		観光客・県民からの問い合わせ、その情報の提供に関する事	○	→	→	→	→
		観光関連産業に関する風評被害防止対策及び誘客回復対策に関する事				○	→
	しまねブランド推進班	卸売市場施設の被害状況の把握に関する事		○	→	→	→
		物産観光施設の被害状況の把握に関する事	○	→	→	→	→
		県産品に関する風評被害防止対策に関する事				○	→
	産業振興班	テクノアークしまねの被害状況の把握、応急対策、災害報告に関する事	○	→	→	→	→
		しまね産業振興財団の被害状況の把握と財団との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
		休廃止鉱山の被害状況の把握に関する事		○	→	→	→
	企業立地班	立地企業に対する災害に関する情報提供に関する事	○	→	→	→	→
		県内工業団地の被害状況の把握、応急対応、災害報告に関する事	○	→	→	→	→
		立地企業の被害状況の把握、応急対策、災害報告に関する事	○	→	→	→	→
	中小企業班	中小企業に対する災害に関する情報提供に関する事	○	→	→	→	→
		被害状況の情報収集・把握に関する事	○	→	→	→	→
		生活必需品の調達・輸送に関する事		○	→	→	→
		被災中小企業に対する緊急融資金融制度の創設に関する事	○	→	→	→	→
		臨時経営相談窓口、巡回相談会に関する事	○	→	→	→	→
		中小企業信用保険法特例措置の適用に関する事	○	→	→	→	→
		商業関係施設の災害対策に関する事				○	→

災害対策本部		非常時優先業務名	業務開始目標時間及び継続期間				
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
	雇用政策班	避難者・被災者の雇用機会の確保について島根労働局等との連絡調整に関すること		○	→	→	→
		高等技術校の被災状況の確認に関すること	○	→	→	→	→
		公共職業訓練委託実施機関の被災状況の確認に関すること	○	→	→	→	→
		雇用促進住宅について高齢・障害・求職者支援機構との連絡調整に関すること		○	→	→	→
		被災離職者等の就労相談に関すること		○	→	→	→
		被災労働者・事業主等の労働相談に関すること		○	→	→	→
商工労働部 必要人員			28	40	42	37	36
土木部	土木総務班	災害警戒・対策本部に関すること	○	→	→	→	→
		土木部災害対策本部に関すること	○	→	→	→	→
		関係省庁の視察に関すること	○	→	→	→	→
		土木部内の動員計画(応援要員等の派遣等)に関すること	○	→	→	→	→
		土木部内の連絡調整に関すること	○	→	→	→	→
		市町村への応援要員の派遣に関すること				○	→
		土木部の広報に関すること	○	→	→	→	→
		応急復旧工事の円滑化に関すること		○	→	→	→
		広域防災拠点の動員に関すること		○	→	→	→
	技術管理班	島根県建設業協会の連絡調整に関すること		○	→	→	→
		国土交通省中国地方整備局との連絡調整に関すること	○	→	→	→	→
		応急復旧工事の円滑化に関すること(土木総務課対応分を除く)		○	→	→	→
		災害対策用の資機材の調達等に関すること	○	→	→	→	→
	用地対策班	道路規制・道路啓開等の広報(HP掲載・問合せ対応)に関すること	○	→	→	→	→
	道路維持班	県管理道路の被害・通行規制情報の収集・連絡、災害復旧に関すること	○	→	→	→	→
		市町村道路の被害情報の収集・連絡、応急対策・災害復旧に関すること	○	→	→	→	→
		隣接県の道路の情報収集に関すること	○	→	→	→	→
		道路占用関係者の情報収集・連絡に関すること	○	→	→	→	→
		他機関への情報連絡に関すること	○	→	→	→	→
		事業実施箇所(道路維持課所管)の災害対策に関すること	○	→	→	→	→
	道路建設班	県管理道路の道路啓開、孤立地区対策に関すること	○	→	→	→	→
		事業実施箇所(道路建設課所管)の災害対策の補助に関すること	○	→	→	→	→
	高速道路推進班	直轄・NEXCO管理道路の情報収集・連絡調整に関すること	○	→	→	→	→
	河川課	課職員の確認・災害体制の確保に関すること	○	→	→	→	→
		河川巡視点検に関すること	○	→	→	→	→
		河川工事現場の調整に関すること	○	→	→	→	→
		ダム地震時臨時点検に関すること	○	→	→	→	→
		河川の災害対策に関すること				○	→
	斐伊川神戸川対策班	直轄河川の情報収集・連絡調整に関すること	○	→	→	→	→
		河川班の応援に関すること	○	→	→	→	→
	港湾空港班	港湾施設(県・市町村管理)の応急対策、被害箇所のとりまとめ、災害復旧に関すること	○	→	→	→	→
		空港施設の応急対策、被害箇所のとりまとめ、災害復旧に関すること	○	→	→	→	→
		港湾啓開に関すること		○	→	→	→
		国土交通省及び関係機関との連絡調整及び災害報告に関すること	○	→	→	→	→
		事業実施箇所(港湾空港課所管)の災害対策に関すること	○	→	→	→	→
	砂防班	公共土木施設災害の調査等に関すること	○	→	→	→	→
		砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の応急対策・災害復旧に関すること	○	→	→	→	→
		土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ災害に関すること	○	→	→	→	→
		防災情報に関すること(土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報)	○	→	→	→	→
		事業実施箇所(砂防課所管)の災害対策に関すること		○	→	→	→

災害対策本部		非常時優先業務名	業務開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
	都市計画班	都市公園(県・市町村管理)の応急対策・災害復旧に関する事		○	→	→	→	
		国土交通省及び関係機関との連絡調整及び災害報告に関する事	○	→	→	→	→	
		事業実施箇所(都市計画課所管)の災害対策に関する事		○	→	→	→	
		被災地危険度判定に関する事				○	→	
		堆積土砂排除に関する事		○	→	→		
	下水道推進班	県管理下水道施設の応急対策・災害復旧に関する事	○	→	→	→	→	
		市町村管理下水道施設の応急対策・災害復旧に関する事	○	→	→	→	→	
		国土交通省及び関係機関との連絡調整及び報告に関する事	○	→	→	→	→	
	建築住宅班	公営住宅の提供に関する事			○	→	→	
		公営住宅(県営・市町村営)の応急対策・災害復旧に関する事			○	→	→	
		国土交通省及び関係機関との連絡調整及び報告に関する事	○	→	→	→	→	
		住宅支援制度に関する事				○	→	
		被災建築物応急危険度判定に関する事		○	→	→	→	
	土木部 必要人員			95	116	182	154	80
	出納部	会計班	災害警戒本部に関する事	○	→	→	→	→
関係省庁の視察に関する事								
出納局内の動員計画に関する事			○	→	→	→	→	
出納局内の連絡調整に関する事			○	→	→	→	→	
災害時における庁用自動車等の運行に関する事(応急対策時)			○					
災害時における庁用自動車等の運行に関する事(復旧対策時)				○				
県に寄託された義援金の受付、収入調定及び払出に関する事					○	→	→	
財務会計システムの復旧に関する事				○				
部内の広域防災拠点動員の調整に関する事			○					
災害対応に必要な物品の出納及び保管に関する事				○				
審査班		県に寄託された義援金の収納に関する事			○	→	→	
		公金の払出指示に関する事				○	→	
出納部 必要人員			5	8	10	7	7	
企業部	総務班	災害対策本部に関する事	○	→	→	→	→	
		企業局内各班の連絡調整(応急業務)に関する事	○	→	→	→	→	
		企業局内の動員計画に関する事	○	→	→	→	→	
		企業財産の災害調査に関する事	○	→	→	→		
		関係省庁の視察に関する事			○	→	→	
		災害関係費の予算措置に関する事			○	→	→	
	経営班	受水団体及び受水企業との連絡調整に関する事	○	→	→	→		
	施設班	ダム、発電、上水道施設及び工業団地施設の被害状況の把握、応急対策、災害報告に関する事	○	→	→	→	→	
ダム、発電、上水道施設及び工業団地施設の災害復旧対策に関する事			○	→	→			
		災害時における発電施設及び上下水道施設の運転計画に関する事		○	→	→		
企業部 必要人員			12	12	12	12	8	
病院部	県立病院班	県立病院の被害の情報収集、報告、災害対策、災害復旧に関する事	○	→	→	→	→	
病院部 必要人員			4	4	4	1	1	



災害対策本部		非常時優先業務名	業務開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
教育部	総務班	災害警戒本部に関する事	○	→	→	→	→	
		教育庁内の連絡調整及び県教育委員会危機管理本部に関する事	○	→	→	→	→	
		公立学校及び教育施設の被害状況把握の取りまとめに関する事	○	→				
		教育センターの被害状況の把握、応急対策及び連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		教育関係被害等の情報の発表に関する各班の連絡調整、報告、情報提供に関する事	○	→				
		市町村教育委員会との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		教育庁内の動員計画に関する事		○	→	→	→	
		教育部各班の応援に関する事	○	→	→	→	→	
		部内の広域防災拠点動員の調整に関する事		○	→	→	→	
		他県教育委員会からの応援要請に関する事				○	→	→
		関係省庁の視察に関する事				○	→	→
		教育庁内の復旧支援策の集約及び報告、情報提供に関する事				○	→	→
		広聴・広報に関する事				○	→	→
		教育施設班	県立学校施設の被害状況の把握、応急対応及び災害被害の報告に関する事	○				
	市町村立学校、社会体育施設、社会教育施設の被害状況の把握、応急対応及び災害被害の報告に関する事		○	→	→			
	所管する県立学校等の施設について被害状況の把握並びに建物の応急危険度判定等、技術的指導及び助言に関する事		○	→	→			
	県立学校の復旧事業の執行に関する事			○	→	→	→	
	市町村立学校、社会体育施設、社会教育施設の災害復旧事業について事務的支援に関する事			○	→	→	→	
	所管する県立学校等の施設の復旧事業費の算定にあたっての技術的な支援に関する事			○	→	→	→	
	学校企画班	教職員の人身被害報告に関する事	○	→	→			
		県立高校の被害状況把握、調査に関する事	○	→	→	→	→	
		県立高校への情報提供に関する事	○	→	→	→	→	
		教職員ネットワーク等の復旧に関する事		○	→	→	→	
		浜田高等学校・宍道高等学校生徒教務支援システムの復旧に関する事		○	→	→	→	
		被災児童生徒の就学援助の指導に関する事			○			
		被災生徒の育英奨学に関する事			○	→	→	
		教育部各班の応援に関する事	○	→	→	→	→	
		教育指導班	り災児童生徒の被害状況の把握と支援に関する事	○	→			
	応急教育の指導に関する事		○	→	→			
	応急教育に関する事		○	→	→			
	応急教育に関する事(学校との連絡体制確立等)		○	→	→			
	応急教育に関する事(被災生徒)			○	→	→	→	
	教科書の給与に関する事				○			
	災害救助用教科書の給与についての協力に関する事				○	→	→	
	被災生徒への対応に関する事				○	→	→	
	教育部各班の応援に関する事		○	→	→			
	特別支援教育班		被災状況の把握に関する事	○	→	→	→	
		応急教育に関する事			○	→		
		教育部各班の応援に関する事		○	→			
		災害救助用教科書の給与についての協力に関する事			○	→		
		被災生徒の育英奨学に関する事			○	→		

災害対策本部		非常時優先業務名	業務開始目標時間及び継続期間				
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
	保健体育班	り災教育施設の臨時環境衛生検査の支援に関する事		○	→	→	→
		感染症、食中毒の発生状況の把握、応急対応及び災害報告に関する事		○	→	→	→
		児童生徒の被害状況の把握、応急処置の支援及び災害報告に関する事	○	→	→	→	
		心のケアが必要な児童生徒の実態の把握及び支援に関する事				○	→
		学校給食の中止状況等の把握及び支援に関する事			○	→	→
		学校給食物資の亡失状況の把握及び関係機関への連絡に関する事			○	→	
		学校給食調理場の炊き出しへの利用状況の把握、衛生管理等の指導及び支援に関する事			○	→	→
		所管する県立社会体育施設の被害状況の把握、応急対策及び連絡調整に関する事	○	→	→		
	社会教育班	教育部各班の応援に関する事			○	→	
		所管する県立社会教育施設の被害状況の把握、応急対策及び連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
	人権同和教育班	教育部各班の応援に関する事	○	→	→	→	→
		所管する庁舎及び県立施設の被災状況の把握、応急対策及び連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
	文化財班	文化財の災害復旧に関する事		○	→	→	→
		所管する県立施設及び収蔵品の災害対策に関する事		○	→	→	→
		教育部各班の応援に関する事			○	→	→
		教育部各班の応援に関する事	○				
	福利班	教職員住宅の災害に関する事		○	→	→	→
		教職員からの健康相談に関する事				○	→
		教育部各班の応援に関する事					
	教育部 必要人員			62	80	98	75
災害対策本部事務局	【構成】 (消防総務課) (防災危機管理課) (原子力安全対策課)	災害警戒本部、災害対策本部の設置運営、本部連絡員会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
		県の応急措置の調整等に関する事	○	→	→	→	→
		被害状況及び市町村の災害体制の把握に関する事	○	→	→	→	→
		内閣府及び総務省消防庁への災害報告に関する事	○	→	→	→	→
		気象予報に関する事	○	→	→	→	→
		情報提供に関する事	○	→	→	→	→
		防災情報システム等の運用、管理に関する事	○	→	→	→	→
		防災行政無線の運用体制に関する事	○	→	→	→	→
		非常通信の運用に関する事	○	→	→	→	→
		救援物資の管理体制及び義援物資等の受付等に関する事	○	→	→	→	→
		応援要請に関する事	○	→	→	→	→
		県防災ヘリコプターに関する事	○	→	→		
		危険物、高圧ガス等の保安対策に関する事	○	→	→		
		原子力施設の状況に関する事	○	→	→	→	→
		環境放射能対策に関する事	○	→	→	→	→
		被災者支援に関する事		○	→	→	→
災害対策本部事務局 必要人員			39	59	113	106	70

②優先すべき通常業務

部局名	所属名	非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
各部局共通		予算・決算業務に関すること			○	→	→
		収入・支払業務に関すること			○	→	→
		工事監理等業務に関すること			○	→	→
		許認可事務に関すること				○	→
		議会関係業務に関すること			○	→	→
		部局間・部局内の連絡調整に関すること	○	→	→	→	→
		関係機関との連絡調整に関すること			○	→	→
		庁舎等の維持管理に関すること				○	→
		文書の收受・発送に関すること			○	→	→
		ホームページによる情報発信に関すること	○	→	→	→	→
政策企画局	広聴広報課	広報に関すること	○	→	→	→	→
政策企画局 必要人員			6	11	19	24	24
総務部	総務課	文書事務に関すること(借覧)				○	→
		職員の労働安全衛生に関すること				○	→
	財政課	予算編成に関すること				○	→
		地方交付税に関すること				○	→
		起債事務に関すること			○	→	→
	税務課	議会に関すること				○	→
		税務電算システムの運用に関すること	○	→	→	→	→
	管財課	市町村交付金、譲与税の支払いに関すること			○	→	→
		県庁舎の管理に関すること	○	→	→	→	→
	総務事務センター	支出事務の集中処理に関すること			○	→	→
運送に関すること			○	→	→	→	
総務部 必要人員			14	19	27	53	55
防災部	消防総務課	防災ヘリコプターの運行に関すること	○	→	→	→	→
防災部 必要人員			3	4	6	6	7
地域振興部	しまね暮らし推進課	市町村起債事務に関すること			○	→	→
	市町村課	住民基本台帳に関すること	○	→	→	→	→
		市町村の財政運営支援に関すること			○	→	→
	情報政策課	情報管理基盤に関すること		○	→	→	→
交通対策課	地域公共交通に関すること			○	→	→	
地域振興部 必要人員			4	10	18	18	30
環境生活部	環境生活総務課	消費者行政に関すること				○	→
	環境政策課	大気環境監視に関すること	○	→	→	→	→
		水質事故に関すること		○	→	→	→
		公共用水域の監視・調査に関すること				○	→
環境生活部 必要人員			6	10	10	21	28
健康福祉部	地域福祉課	生活保護に関すること			○	→	→
	医療政策課	医療法に関すること					○
	青少年家庭課	児童虐待の防止に関すること			○	→	→
	障がい福祉課	精神科医療に関すること		○	→	→	→
	薬事衛生課	感染症に関すること	○	→	→	→	→
		水道及び飲料水に関すること			○	→	→
	保健環境科学研究所	食中毒・感染症検査に関すること		○	→	→	→
		水質事故、大気汚染の検査に関すること		○	→	→	→
健康福祉部 必要人員			3	8	20	33	51

部局名	所属名	非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間					
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
農林水産部	農業経営課	農業制度資金に関すること				○	→	
	食料安全推進課	家畜病性鑑定に関すること		○	→	→	→	
	林業課	林業金融に関すること				○	→	
	森林整備課	森林情報提供に関すること		○	→	→	→	
	水産課	漁業指導及び取締に関すること				○	→	→
		制度資金の貸付に関すること					○	→
漁業無線に関すること		○	→	→	→	→	→	
農林水産部 必要人員			3	12	18	37	41	
商工労働部	企業立地課	立地企業に関すること			○	→	→	
商工労働部 必要人員			1	7	8	26	27	
土木部	土木総務課	入札及び契約制度に関すること			○	→	→	
	技術管理課	公共工事の設計基準に関すること				○	→	→
	用地対策課	島根県統合型地図情報システムの運用に関すること		○	→	→	→	
	道路維持課	道路交通規制に関すること	○	→	→	→	→	
	河川課	水防に関すること	○	→	→	→	→	
		水質事故対応に関すること	○	→	→	→	→	
		ダム管理に関すること		○	→	→	→	
	砂防課	災害復旧事業に関すること	○	→	→	→	→	
		土砂災害予警報システムの運用に関すること	○	→	→	→	→	
	建築住宅課	県営住宅に関すること				○	→	
土木部 必要人員			15	21	45	70	95	
出納局	会計課	臨時出納員、臨時会計員に関すること			○	→	→	
		財務会計システムの運用に関すること		○	→	→	→	
	審査指導課	出納審査に関すること			○	→	→	
出納局 必要人員			1	4	8	15	21	
企業局	企業局総務課	財務会計システムの運用に関すること			○	→	→	
	経営課	電気、工業用水、水道用水供給に関すること				○	→	→
	施設課	電気、工業用水、水道用水供給に関すること		○	→	→	→	
企業局 必要人員			0	2	10	10	14	
教育委員会	総務課	教員等の給与に関すること				○	→	
	学校企画課	県立学校に関すること				○	→	
	特別支援教育室	特別支援学校に関すること				○	→	
教育委員会 必要人員			0	0	0	14	26	
病院局		(共通事務のみ)						
病院局 必要人員			1	1	1	4	4	

(注1) 各所属の「非常時優先業務名」の欄には各課固有事務を記載。共通業務は各所属での記載を省略し各部署必要人員のみ記載。

(注2) 共通事務の開始目標時間は標準例を記載。

(2) 松江地区  
① 応急業務

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
松江地区災害対策本部	総務班(東部県民センター)	地区本部総務班の調整・連携に関すること	○	→	→	→	→
		職員の状況確認、人員調整に関すること	○	→	→	→	→
		市の情報収集、連絡調整活動支援(派遣)に関すること		○	→	→	→
		他地区(地域事務所)の応援に関すること		○	→	→	→
		庁用車利用の調整、運行に関すること		○	→	→	→
		庁内の電源確保等の応急対策に関すること	○	→	→	→	→
		災害対策用臨時電話等通信手段の確保に関すること	○	→	→	→	→
		県有財産の被害調査、災害対策に関すること		○	→	→	→
		県税の納税猶予、減免に関すること		○	→	→	→
総務班 必要人員		6	20	36	49	45	
松江地区災害対策本部	保健班(松江保健所)	職員の状況確認、人員調整に関すること	○	→	→	→	→
		市町村・関係機関との連絡調整、情報共有に関すること	○	→	→	→	→
		災害地区本部に関すること	○	→	→	→	→
		医療的ケア必要児に関すること	○	→	→	→	→
		災害時の在宅の要援護者の支援に関すること	○	→	→		
		被災者の心のケアに関すること		○	→	→	→
		在宅精神障がい者に関すること		○	→	→	→
		医療・助産に関すること	○	→	→	→	
		医療施設の災害対策に関すること			○	→	→
		難病要援護患者の支援に関すること	○	→	→	→	→
		服薬中の結核患者支援に関すること		○	→	→	→
		飲料水の衛生指導に関すること		○	→	→	→
		上水道施設の被害状況把握に関すること		○	→	→	→
		感染症の予防、まん延防止に関すること		○	→	→	→
		食品供給施設の衛生指導に関すること			○	→	→
		生活衛生施設の被害状況把握に関すること		○	→	→	→
		医薬品等の対策に関すること		○	→	→	→
		愛玩動物及び特定動物の避難、収容に関すること		○	→	→	→
		地震による環境汚染事故対策(大気汚染等)、指導に関すること	○	→	→	→	→
		地震による環境汚染事故対策(アスベスト等の飛散・流出防止)、指導に関すること		○	→	→	→
災害廃棄物に関すること		○	→	→	→		
保健班 必要人員		16	18	35	33	31	
松江地区災害対策本部	農林班(東部農林振興センター)	初動体制の確立に関すること	○	→	→		
		農林畜産関係被害の把握及び報告に関すること	○	→	→		
		被災農作物の応急技術対策に関すること	○	→	→	→	
		農林畜産関係の災害対策に関すること		○	→	→	→
		家畜の保健、衛生の災害対策に関すること		○	→	→	
		復旧復興関連に関すること			○	→	→
農林班 必要人員		9	20	35	30	10	
松江地区災害対策本部	水産班(松江水産事務所)	初動体制の確立に関すること	○	→	→		
		所内及び本庁、市町村との連携に関すること	○	→	→	→	→
		緊急工事に伴う契約に関すること			○	→	→
		水産施設等の災害対策に関すること		○	→	→	→
		漁業協同組合への災害用漁船の依頼に関すること		○	→	→	→
		漁港施設等の災害対策に関すること		○	→	→	→
		被害箇所の応急工事に関すること			○	→	→
水産班 必要人員		2	6	21	20	17	

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
松江地区災害対策本部	総務班・土木班(松江県土整備事務所(広瀬土木事業所含む))	職員の状況確認に関する事	○	→	→			
		班内の連絡調整に関する事		○	→	→	→	
		地区本部の運営、地区本部会議、地区本部連絡員会議に関する事	○	→	→	→	→	
		災害対策本部、各班との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整に関する事	○	→	→	→		
		気象予警報、災害情報の伝達に関する事	○	→	→			
		災害状況の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		市町村の災害対策の支援に関する事		○	→	→	→	
		その他災害対策(被災地支援・備蓄物資調整)に関する事		○	→	→	→	
		緊急工事に伴う契約に関する事				○	→	→
		水防計画に基づく水防に関する事	○	→	→			
		土木・農林関係の被害情報収集、被害調査の総括に関する事		○	→	→	→	
		土木・農林関係の災害応急対策の指導に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係(道路、橋梁、河川、砂防施設等)の被害情報の収集、被害調査に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る通行規制情報の情報提供に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る啓開する緊急輸送道路の決定に関する事	○	→	→	→		
		道路、橋梁の災害に係る特殊な車両の許認可に関する事	○	→	→	→		
		道路パトロールによる情報収集に関する事	○	→	→	→	→	
		水質事故対応に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係災害対策資材、機械の調達、あっせんに関する事	○	→	→	→	→	
		道路・河川・砂防施設等に係る災害対策及び指導に関する事		○	→	→	→	
		災害査定に関する事					○	→
		土砂災害等の発生状況の情報収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→			
		公共土木施設、農林土木施設の被害情報の収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		砂防施設、急傾斜地、地すべり対策施設、河川施設の緊急点検に関する事	○	→	→	→	→	
		公共土木施設、農林土木施設等の応急対策に関する事		○	→	→	→	
		市町村の公共土木施設、農林土木施設等の応急対策の支援に関する事		○	→	→	→	
	県営住宅の被害情報の収集等に関する事		○	→				
	市営住宅の被害情報の収集等に関する事		○	→				
	被災建築物応急危険度判定に関する事		○	→				
	工事現場の被害情報の収集等に関する事	○	→	→				
	県有財産の被害調査及び災害対策	○	→	→	→	→		
	土木班 必要人員		19	65	118	115	84	
松江地区災害対策本部	企業局東部事務班(東部事務所)	飲料水の供給に関する事		○	→	→		
		ダム、発電、上工水道施設関係の被害の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		ダム、発電、上工水道施設関係の災害対策に関する事		○	→	→	→	
企業局東部事務班 必要人員		3	9	25	21	20		
松江地区災害対策本部	教育班(教育事務所)	市町村立学校の被災状況(児童・生徒、教職員)とその影響(授業実施の可否等)の把握・報告に関する事	○	→	→			
		応急教育の必要性把握・報告、必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関する事			○	→	→	
		市町村立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関する事	○	→	→			
教育班 必要人員		2	3	3	3	3		
災害対策本部規程外	自治研修所	庁舎の維持管理に関する事	○	→	→	→	→	
自治研修所 必要人員		2	2	2	2	2		

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
災害対策本部規程外	中央児童相談所	一時保護している児童の安全確保に関すること	○	→			
中央児童相談所 必要人員			5	5	0	0	0
災害対策本部規程外	女性相談センター	入所者(利用者)の安否確認に関すること	○	→	→	→	→
		被害調査報告に関すること	○	→	→	→	→
女性相談センター 必要人員			2	2	3	3	3
災害対策本部規程外	心と体の相談センター	心のケア対策の実施に関すること		○	→	→	→
心と体の相談センター 必要人員			0	6	9	9	9
災害対策本部規程外	図書館	来館者の安否確認に関すること	○	→			
		資料の被災状況の確認に関すること		○	→		
		市町村図書館の被災状況の確認に関すること			○	→	
図書館 必要人員			4	9	8	3	0
災害対策本部規程外	埋文センター	見学団体の安否確認に関する業務に関すること	○	→			
		被害調査報告に関する業務に関すること	○	→			
埋文センター 必要人員			1	5	0	0	0

②優先すべき通常業務

部局名	所属名	非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
各所属共通業務		予算・決算業務に関すること			○	→	→
		収入・支払業務に関すること			○	→	→
		工事監理等業務に関すること			○	→	→
		許認可事務に関すること				○	→
		所属間・所属内の連絡調整に関すること	○	→	→	→	→
		関係機関との連絡調整に関すること			○	→	→
		庁舎等の維持管理に関すること				○	→
		文書の收受・発送に関すること			○	→	→
総務部	東部県民センター	県税に関すること			○	→	→
		公用車に関すること		○	→	→	→
	自治研修所	(共通事務のみ)					
総務部 必要人員 合計			0	6	14	22	22
健康福祉部	松江保健所	精神科医療に関すること	○	→	→	→	→
		食中毒、感染症、動物保護に関すること		○	→	→	→
		水質等の環境事故に関すること		○	→	→	→
	保健環境科学研究所	食中毒・感染症検査に関すること		○	→	→	→
		水質事故、大気汚染の検査に関すること		○	→	→	→
	中央児童相談所	要保護児童の支援に関すること	○	→	→	→	→
	わかたけ学園	入所児童の安全確保と生活上の支援に関すること	○	→	→	→	→
	女性相談センター	要保護女子等の安全確保に関すること	○	→	→	→	→
心と体の相談センタ	精神科医療に関すること		○	→	→	→	
健康福祉部 必要人員 合計			4	25	56	59	64
農林水産部	東部農林振興センタ	家畜診療及び病性鑑定に関すること		○	→	→	→
		農林業関係の資金・金融業務に関すること			○	→	→
	松江水産事務所	漁業指導及び取締に関すること		○	→	→	→
		水産業等関係補助金・貸付業務に関すること				○	→
農林水産部 必要人員 合計			0	6	15	17	18
土木部	松江県土整備事務所	水防に関すること	○	→	→	→	→
		県道等の管理に関すること			○	→	→
		ダム管理に関すること		○	→	→	→
	央道湖流域下水道管理事務所	浄化センターの管理に関すること		○	→	→	→
土木部 必要人員 合計			3	12	34	52	85
企業局	東部事務所	ダム管理に関すること	○	→	→	→	→
		電気、工業用水、水道用水供給に関すること			○	→	→
企業局 必要人員 合計			1	1	2	6	7
教育委員会	松江教育事務所	(共通事務のみ)					
	松江教育センター	(共通事務のみ)					
	埋蔵文化財調査センター	(共通事務のみ)					
教育委員会 必要人員 合計			5	8	28	28	28

(注1) 各所属の「非常時優先業務名」の欄には各課固有事務を記載。共通業務は各所属での記載を省略し各部局必要人員のみ記載。

(注2) 共通事務の開始目標時間は標準例を記載。



(3) 雲南地区

① 応急業務

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
雲南地区災害対策本部	総務班(東部県民センター・雲南事務所)	地区本部総務班の調整・連携に関すること	○	→	→	→	→
		職員の状況確認に関すること	○	→	→	→	→
		市町の情報収集、連絡調整活動支援(派遣)に関すること	○	→	→	→	→
		庁用車利用の調整、運行に関すること		○	→	→	→
		庁内の電源確保等の応急対策に関すること	○	→	→	→	→
		災害対策用臨時電話等通信手段の確保に関すること	○	→	→	→	→
		県有財産の被害調査、災害対策に関すること		○	→	→	→
		県税の納税猶予及び減免に関すること		○	→	→	→
総務班 必要人員			1	3	5	5	3
雲南地区災害対策本部	保健班(雲南保健所)	職員の状況確認、人員調整に関すること	○	→	→	→	→
		市町村・関係機関との連絡調整、情報共有に関すること	○	→	→	→	→
		災害地区本部に関すること	○	→	→	→	→
		医療的ケア必要児に関すること	○	→	→	→	→
		災害時の在宅の要介護者の支援に関すること		○	→		
		被災者の心のケアに関すること		○	→	→	→
		在宅精神障がい者に関すること		○	→	→	→
		医療・助産に関すること	○	→	→	→	
		医療施設の災害対策に関すること			○	→	→
		難病要介護患者の支援に関すること	○	→	→	→	→
		服薬中の結核患者支援に関すること			○	→	→
		飲料水の衛生指導に関すること		○	→	→	→
		上水道施設の被害状況把握に関すること		○	→	→	→
		感染症の予防、まん延防止に関すること		○	→	→	→
		食品供給施設の衛生指導に関すること			○	→	→
		生活衛生施設の被害状況把握に関すること		○	→	→	→
		医薬品等の対策に関すること		○	→	→	→
		愛玩動物及び特定動物の避難、収容に関すること		○	→	→	→
		地震による環境汚染事故対策(大気汚染等)、指導に関すること			○	→	→
		地震による環境汚染事故対策(アスベスト等の飛散・流出防止)、指導に関すること				○	→
災害廃棄物に関すること		○	→	→	→		
保健班 必要人員			2	9	38	28	21
雲南地区災害対策本部	農林班(東部農林振興センター・雲南事務所)	農林畜産関係被害の把握及び報告に関すること	○	→	→		
		被害農作物の応急技術対策に関すること	○	→	→	→	
		農林畜産関係の災害対策に関すること		○	→	→	→
		初動体制の確立に関すること	○	→	→		
農林班 必要人員			5	6	17	11	6

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
雲南地区災害対策本部	総務班・土木班(雲南県土整備事務所(仁多土木事業所含む))	職員の状況確認に関する事	○	→	→			
		班内の連絡調整に関する事		○	→	→	→	
		地区本部の運営、地区本部会議、地区本部連絡員会議に関する事	○	→	→	→	→	
		災害対策本部、各班との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整	○	→	→	→		
		気象予警報、災害情報の伝達に関する事	○	→	→			
		災害状況の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		市町村の災害対策の支援に関する事		○	→	→	→	
		その他災害対策(被災地支援・備蓄物資調整)に関する事		○	→	→	→	
		緊急工事に伴う契約に関する事				○	→	→
		土木・農林関係の被害情報収集、被害調査の総括に関する事		○	→	→	→	→
		土木・農林関係の災害応急対策の指導に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係(道路、橋梁、河川、砂防施設等)の被害情報の収集、被害調査に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る通行規制情報の情報提供に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る啓開する緊急輸送道路の決定に関する事	○	→	→	→		
		道路、橋梁の災害に係る特殊な車両の許認可に関する事	○	→	→	→		
		道路/パトロールによる情報収集に関する事	○	→	→	→	→	
		水防計画に基づく水防に関する事	○	→	→			
		水質事故対応に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係災害対策資材、機械の調達、あっせんに関する事	○	→	→	→	→	
		公共土木施設及び農林土木施設等の緊急点検、被害情報の収集及び報告に関する事	○	→	→	→	→	
		砂防施設、急傾斜地、河川施設の緊急点検に関する事	○	→	→	→	→	
		発注済み工事現場の被害情報収集及び報告に関する事	○	→	→			
		土砂災害等の発生状況の情報収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→			
		道路・河川・砂防施設等に係る災害対策及び指導に関する事		○	→	→	→	
		公共土木施設、農林土木施設等の応急対策に関する事		○	→	→	→	
		市町村の公共土木施設、農林土木施設等の応急対策の支援に関する事		○	→	→	→	
		災害査定に関する事					○	→
		県営住宅の被害情報の収集等に関する事			○	→		
		市営・町営住宅の被害情報の収集等に関する事			○	→		
被災建物応急危険度判定に関する事			○	→				
土木班 必要人員			9	33	67	57	48	
災害対策本部規程外	中山間地域研究センター	研修(宿泊)来庁者の安否確認に関する事	○	→				
		職員の状況確認に関する事	○	→				
		県有林林道の被災状況調査に関する事(冬季通行止を行っていない場合)	○	→	→			
		被害調査報告に関する事	○	→	→			
中山間地域研究センター 必要人員			10	10	14	0	0	
災害対策本部規程外	企業局東部事務所(三代浄水場、三成ダム)	飲料水の供給に関する事		○	→	→		
		上水道施設関係の被害の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		上水道施設関係の災害対策に関する事		○	→	→	→	
		ダム施設関係の被害の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		ダム施設関係の災害対策に関する事		○	→	→	→	
企業局東部事務所(三代浄水場、三成ダム) 必要人員			1	3	19	11	10	

## ②優先すべき通常業務

部局名	所属名	非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
各所属共通業務		予算・決算業務に関する事			○	→	→
		収入・支払業務に関する事			○	→	→
		工事監理等業務に関する事			○	→	→
		許認可事務に関する事				○	→
		所属間・所属内の連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
		関係機関との連絡調整に関する事			○	→	→
		庁舎等の維持管理に関する事				○	→
		文書の收受・発送に関する事			○	→	→
総務部	東部県民センター 雲南事務所	県税に関する事			○	→	→
		公用車に関する事		○	→	→	→
総務部 必要人員 合計			0	2	2	3	3
地域振興部	中山間地域研究センター	飼養動物、ハウス内作物の管理に関する事		○	→	→	→
地域振興部 必要人員 合計			0	5	10	12	12
健康福祉部	雲南保健所	精神科医療に関する事	○	→	→	→	→
		食中毒、感染症、動物保護に関する事		○	→	→	→
		水質等の環境事故に関する事		○	→	→	→
健康福祉部 必要人員 合計			1	3	8	10	17
農林水産部	東部農林振興センター	(共通事務のみ)					
	畜産技術センター (和牛改良科)	牛の飼養管理に関する事	○	→	→	→	→
	農林大学校 (林業科)	学生の被災状況の把握に関する事	○	→	→	→	→
農林水産部 必要人員 合計			3	6	7	9	9
土木部	雲南県土整備事務所	水防に関する事	○	→	→	→	→
		県道等の管理に関する事			○	→	→
		ダム管理に関する事		○	→	→	→
土木部 必要人員 合計			2	5	17	27	36
企業局	東部事務所 (三代浄水場、三成ダム)	ダム管理に関する事	○	→	→	→	→
		電気、水道用水供給に関する事	○	→	→	→	→
企業局 必要人員 合計			1	1	1	2	3

(注1) 各所属の「非常時優先業務名」の欄には各課固有事務を記載。共通業務は各所属での記載を省略し各部局必要人員のみ記載。

(注2) 共通事務の開始目標時間は標準例を記載。

(4) 出雲地区  
① 応急業務

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
出雲地区災害対策本部	総務班(東部県民センター出雲事務所)	地区本部総務班の補助に関すること	○	→	→	→	→
		職員の状況確認、人員調整に関すること	○	→	→	→	→
		市の情報収集、連絡調整活動支援(派遣)に関すること	○	→	→	→	→
		庁用車利用の調整、運行に関すること	○	→	→	→	→
		庁内の電源確保等の応急対策に関すること	○	→	→	→	→
		災害対策用臨時電話等通信手段の確保に関すること	○	→	→	→	→
		県有財産の被害調査、災害対策に関すること	○	→	→	→	→
		県税の納税猶予及び減免に関すること		○	→	→	→
総務班 必要人員			3	6	8	8	8
出雲地区災害対策本部	保健班(出雲保健所)	職員の状況確認、人員調整に関すること	○	→	→	→	→
		市町村・関係機関との連絡調整、情報共有に関すること	○	→	→	→	→
		災害地区本部に関すること	○	→	→	→	→
		医療的ケア必要児に関すること	○	→	→	→	→
		災害時の在宅の要介護者の支援に関すること	○	→	→		
		被災者の心のケアに関すること		○	→	→	→
		在宅精神障がい者に関すること		○	→	→	→
		医療・助産に関すること	○	→	→	→	
		医療施設の災害対策に関すること			○	→	→
		難病要介護患者の支援に関すること	○	→	→	→	→
		服薬中の結核患者支援に関すること		○	→	→	→
		飲料水の衛生指導に関すること		○	→	→	→
		上水道施設の被害状況把握に関すること		○	→	→	→
		感染症の予防、まん延防止に関すること		○	→	→	→
		食品供給施設の衛生指導に関すること			○	→	→
		生活衛生施設の被害状況把握に関すること		○	→	→	→
		医薬品等の対策に関すること		○	→	→	→
		愛玩動物及び特定動物の避難、収容に関すること		○	→	→	→
		地震による環境汚染事故対策(大気汚染等)、指導に関すること	○	→	→	→	→
		地震による環境汚染事故対策(アスベスト等の飛散・流出防止)、指導に関すること		○	→	→	→
災害廃棄物に関すること		○	→	→	→		
保健班 必要人員			7	14	34	22	18
出雲地区災害対策本部	農林班(東部農林振興センター出雲事務所(出雲家畜衛生部含む))	農林畜産関係被害の把握、報告に関すること	○	→	→		
		被災農作物の応急技術対策に関すること	○	→	→	→	
		農林畜産関係の災害対策に関すること		○	→	→	→
		家畜の保健衛生の災害対策に関すること		○	→	→	
		初動体制の確立に関すること	○	→	→		
農林班 必要人員			2	9	19	18	7

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
出雲地区災害対策本部	総務班・土木班(出雲県土整備事務所)	職員の状況確認に関する事	○	→	→			
		班内の連絡調整に関する事		○	→	→	→	
		地区本部の運営、地区本部会議、地区本部連絡員会議に関する事	○	→	→	→	→	
		災害対策本部、各班との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整に関する事	○	→	→	→		
		気象予警報、災害情報の伝達に関する事	○	→	→			
		災害状況の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		市町村の災害対策の支援に関する事		○	→	→	→	
		その他災害対策(被災地支援・備蓄物資調整)に関する事		○	→	→	→	
		緊急工事に伴う契約に関する事				○	→	→
		土木・農林関係の被害情報収集及び被害調査の総括に関する事		○	→	→	→	→
		土木・農林関係の災害応急対策の指導に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係(道路、橋梁、河川、砂防施設等)の被害情報の収集、被害調査に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る通行規制情報の情報提供に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る啓開する緊急輸送道路の決定に関する事	○	→	→	→		
		道路、橋梁の災害に係る特殊な車両の許認可に関する事	○	→	→	→	→	
		水防計画に基づく水防に関する事	○	→	→			
		都市施設の災害・危機対策、指導に関する事	○	→	→	→		
		水質事故対応に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係災害対策資材、機械の調達、あっせんに関する事	○	→	→	→	→	
		道路パトロールによる情報収集に関する事	○	→	→	→	→	
		道路・河川・砂防施設等に係る災害対策、指導に関する事		○	→	→	→	
		土砂災害等の発生状況の情報収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→			
		公共土木施設、農林土木施設の被害情報の収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		砂防施設、急傾斜地、地すべり対策施設、河川施設の緊急点検に関する事	○	→	→	→	→	
		公共土木施設、農林土木施設等の応急対策に関する事		○	→	→	→	
		市町村の公共土木施設、農林土木施設等の応急対策の支援に関する事		○	→	→	→	
	災害査定に関する事					○	→	
	県営住宅の被害情報の収集等に関する事			○	→			
	被災建築物応急危険度判定に関する事			○	→			
		土木班(出雲空港管理事務所)	職員の状況確認に関する事	○	→			
			地区災害対策本部、空港対策課との連絡調整、被害状況の報告に関する事	○	→	→	→	→
			空港施設・設備・車両等の被害状況の把握に関する事	○	→	→		
		空港内関連機関との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		県防災ヘリ、県警ヘリ、Drヘリ、災害救援(応援)等のスポット等利用調整に関する事	○	→	→	→		
		被災箇所等の応急復旧に関する事		○	→	→		
土木班 必要人員			24	44	74	78	64	
出雲地区災害対策本部	教育班(出雲教育事務所)	市町村立学校の被災状況(児童・生徒、教職員)とその影響(授業実施の可否等)の把握・報告に関する事	○	→	→			
		応急教育の必要性把握・報告、必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関する事			○	→	→	
		市町村立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関する事	○	→	→			
教育班 必要人員			3	3	2	2	2	
災害対策本部規格外	出雲児童相談所	一時保護している児童の安全確保に関する事	○	→				
出雲児童相談所 必要人員			4	4	0	0	0	
災害対策本部規格外	東部高等技術校	高等技術校被災状況の確認・報告に関する事	○	→	→			
東部高等技術校 必要人員			1	3	3	0	0	

②優先すべき通常業務

部局名	所属名	非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
各所属共通業務		予算・決算業務に関する事			○	→	→
		収入・支払業務に関する事			○	→	→
		工事監理等業務に関する事			○	→	→
		許認可事務に関する事				○	→
		所属間・所属内の連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
		関係機関との連絡調整に関する事			○	→	→
		庁舎等の維持管理に関する事				○	→
		文書の收受・発送に関する事			○	→	→
総務部	東部県民センター 出雲事務所	県税に関する事			○	→	→
		公用車に関する事		○	→	→	→
総務部 必要人員 合計			1	1	3	3	3
健康福祉部	出雲保健所	精神科医療に関する事	○	→	→	→	→
		食中毒、感染症、動物保護に関する事		○	→	→	→
		水質等の環境事故に関する事		○	→	→	→
	出雲児童相談所	要保護児童の支援に関する事	○	→	→	→	→
		女性相談に関する事		○	→	→	→
健康福祉部 必要人員 合計			4	13	24	28	36
農林水産部	東部農林振興センター 出雲事務所	(共通事務のみ)					
	東部農林振興センター 出雲家畜衛生部	家畜診療及び病性鑑定に関する事		○	→	→	→
	農業技術センター	普及活動に関する事		○	→	→	→
	畜産技術センター (和牛改良科を除く)	牛の飼養管理に関する事		○	→	→	→
農林水産部 必要人員 合計			3	19	26	26	26
商工労働部	東部高等技術校	(共通事務のみ)		○	→	→	→
商工労働部 必要人員 合計			0	2	2	2	2
土木部	出雲県土整備事務所	水防に関する事	○	→	→	→	→
		県道等の管理に関する事			○	→	→
	出雲空港管理事務所	空港の管理に関する事	○	→	→	→	→
土木部 必要人員 合計			5	15	34	46	67
教育委員会	出雲教育事務所	(共通事務のみ)					
教育委員会 必要人員 合計			0	1	6	7	7

(注1) 各所属の「非常時優先業務名」の欄には各課固有事務を記載。共通業務は各所属での記載を省略し各部局必要人員のみ記載。

(注2) 共通事務の開始目標時間は標準例を記載。

(5) 大田地区  
① 応急業務

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
大田地区災害対策本部	総務班(西部県民センター県央事務所)	大田地区災害対策本部の運営支援に関する事	○	→	→	→	→	
		職員の状況確認、人員調整に関する事	○	→	→	→	→	
		市の情報収集(連絡員の派遣)に関する事			○	→	→	
		庁用車利用の調整及び運行に関する事			○	→	→	
		県有財産の被害調査、災害対策に関する事			○	→	→	
		県税の納税猶予及び減免に関する事			○	→	→	
総務班 必要人員			1	1	8	8	8	
大田地区災害対策本部	保健班(県央保健所)	職員の状況確認、人員調整に関する事	○	→	→	→	→	
		市町村・関係機関との連絡調整、情報共有に関する事	○	→	→	→	→	
		災害地区本部に関する事	○	→	→	→	→	
		医療的ケア必要児に関する事	○	→	→	→	→	
		災害時の在宅の要援護者の支援に関する事		○	→			
		被災者の心のケアに関する事		○	→	→	→	
		在宅精神障がい者に関する事		○	→	→	→	
		医療・助産に関する事	○	→	→	→		
		医療施設の災害対策に関する事			○	→	→	
		難病要援護患者の支援に関する事	○	→	→	→	→	
		服薬中の結核患者支援に関する事			○	→	→	
		飲料水の衛生指導に関する事		○	→	→	→	
		上水道施設の被害状況把握に関する事		○	→	→	→	
		感染症の予防、まん延防止に関する事		○	→	→	→	
		食品供給施設の衛生指導に関する事				○	→	→
		生活衛生施設の被害状況把握に関する事		○	→	→	→	
		医薬品等の対策に関する事		○	→	→	→	
		愛玩動物及び特定動物の避難、収容に関する事		○	→	→	→	
地震による環境汚染事故対策(大気汚染等)、指導に関する事				○	→	→		
地震による環境汚染事故対策(アスベスト等の飛散・流出防止)、指導に関する事					○	→		
災害廃棄物に関する事		○	→	→	→	→		
保健班 必要人員			6	13	22	18	16	
大田地区災害対策本部	農林班(西部農林振興センター県央事務所(大田支所))	農林畜産関係被害の把握、報告に関する事	○	→	→			
		被災農作物の応急技術対策に関する事			○	→		
		農林畜産関係の災害対策に関する事			○	→	→	
		初動体制の確立に関する事	○	→	→			
農林班 必要人員			1	1	6	6	2	

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
大田地区災害対策本部	総務班・土木班(県央県土整備事務所大田事業所)	職員の状況確認に関する事	○	→	→			
		班内の連絡調整に関する事		○	→	→	→	
		地区本部の運営、地区本部会議、地区本部連絡員会議に関する事	○	→	→	→	→	
		災害対策本部、各班との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整に関する事	○	→	→	→		
		気象予報・警報等、災害情報の伝達に関する事	○	→	→			
		災害状況の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		庁内の電源確保等の応急対策に関する事	○	→	→	→	→	
		災害対策用臨時電話等通信手段の確保に関する事	○	→	→	→	→	
		市、関係機関からの情報収集等に関する事		○	→	→	→	
		市町村の災害対策の支援に関する事		○	→	→	→	
		土木・農林関係の被害情報収集及び被害調査の総括に関する事		○	→	→	→	
		土木・農林関係の災害応急対策の指導に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係(道路、橋梁、河川、砂防施設等)の被害情報の収集、被害調査に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る通行規制情報の情報提供に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る啓開する緊急輸送道路の決定に関する事	○	→	→	→		
		道路、橋梁の災害に係る特殊な車両の許認可に関する事	○	→	→	→		
		水防計画に基づく水防に関する事	○	→	→			
		水質事故対応に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係災害対策資材、機械の調達、あっせんに関する事	○	→	→	→	→	
		道路パトロールによる情報収集に関する事	○	→	→	→	→	
		道路・河川・砂防施設等に係る災害対策、指導に関する事		○	→	→	→	
		土砂災害等の発生状況の情報収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→			
		公共土木施設、農林土木施設の被害情報の収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		砂防施設、急傾斜地、地すべり対策施設、河川施設の緊急点検に関する事	○	→	→	→	→	
		公共土木施設、農林土木施設等の応急対策に関する事		○	→	→	→	
		市町村の公共土木施設、農林土木施設等の応急対策の支援に関する事		○	→	→	→	
		発注済工事現場の被害情報収集及び報告に関する事	○	→	→			
		災害査定に関する事					○	→
		土木班 必要人員		5	5	27	24	17
災害対策本部規格外	食肉衛生検査所	と畜業者、食肉処理業者に対する指導に関する事		○	→			
食肉衛生検査所 必要人員		2	2	0	0	0		



②優先すべき通常業務

部局名	所属名	非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
各所属共通業務		予算・決算業務に関すること			○	→	→
		収入・支払業務に関すること			○	→	→
		工事監理等業務に関すること			○	→	→
		許認可事務に関すること				○	→
		所属間・所属内の連絡調整に関すること	○	→	→	→	→
		関係機関との連絡調整に関すること			○	→	→
		庁舎等の維持管理に関すること				○	→
		文書の收受・発送に関すること			○	→	→
総務部	西部県民センター 県央事務所	県税に関すること			○	→	→
		公用車に関すること		○	→	→	→
総務部 必要人員 合計			0	1	4	5	5
健康福祉部	県央保健所	精神科医療に関すること	○	→	→	→	→
		食中毒、感染症、動物保護に関すること		○	→	→	→
		水質等の環境事故に関すること		○	→	→	→
	食肉衛生検査所	と畜検査及び食肉の衛生管理に関すること		○	→	→	→
健康福祉部 必要人員 合計			3	6	13	19	24
農林水産部	西部農林振興センター 大田支所	(共通事務のみ)					
	農林大学校	学生の被災状況の把握に関すること	○	→	→	→	→
農林水産部 必要人員 合計			4	6	12	16	16
土木部	県央県土整備事務所大 田事業所	水防に関すること	○	→	→	→	→
		県道等の管理に関すること			○	→	→
		ダム管理に関すること		○	→	→	→
土木部 必要人員 合計			1	1	10	19	25

(注1) 各所属の「非常時優先業務名」の欄には各課固有事務を記載。共通業務は各所属での記載を省略し各部局必要人員のみ記載。  
(注2) 共通事務の開始目標時間は標準例を記載。

(6) 川本地区

① 応急業務

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
川本地区災害対策本部	農林班(西部農林振興センター県央事務所)	農林畜産関係被害の把握、報告に関する事	○	→	→			
		被災農作物の応急技術対策に関する事	○	→	→	→		
		農林畜産関係の災害対策に関する事		○	→	→	→	
		初動体制の確立に関する事	○	→	→			
農林班 必要人員			4	8	6	6	2	
川本地区災害対策本部	総務班・土木班(県央県土整備事務所)	市町村の情報収集及び連絡調整活動支援(派遣)に関する事	○	→	→	→	→	
		職員の状況確認に関する事	○	→	→			
		班内の連絡調整に関する事		○	→	→	→	
		地区本部の運営、地区本部会議、地区本部連絡員会議に関する事	○	→	→	→	→	
		災害対策本部、各班との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整に関する事	○	→	→	→		
		気象予警報、災害情報の伝達に関する事	○	→	→			
		災害状況の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		市町村の災害対策の支援に関する事		○	→	→	→	
		その他災害対策(被災地支援・備蓄物資調整)に関する事		○	→	→	→	
		緊急工事に伴う契約に関する事				○	→	→
		土木・農林関係の被害情報収集及び被害調査の総括に関する事		○	→	→	→	
		土木・農林関係の災害応急対策の指導に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係(道路、橋梁、河川、砂防施設等)の被害情報の収集、被害調査に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る通行規制情報の情報提供に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る啓開する緊急輸送道路の決定に関する事	○	→	→	→		
		道路、橋梁の災害に係る特殊な車両の許認可に関する事	○	→	→	→		
		水防計画に基づく水防に関する事	○	→	→			
		水質事故対応に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係災害対策資材、機械の調達、あっせんに関する事	○	→	→	→	→	
		道路/パトロールによる情報収集に関する事	○	→	→	→	→	
		道路・河川・砂防施設等に係る災害対策、指導に関する事		○	→	→	→	
		土砂災害等の発生状況の情報収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		公共土木施設、農林土木施設の被害情報の収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		砂防施設、急傾斜地、河川施設の緊急点検に関する事	○	→	→	→	→	
		公共土木施設、農林土木施設等の応急対策に関する事		○	→	→	→	
		市町村の公共土木施設、農林土木施設等の応急対策の支援に関する事		○	→	→	→	
		災害査定に関する事					○	→
		県営住宅の被害情報の収集等に関する事			○	→		
		町営住宅の被害情報の収集等に関する事			○	→		
被災建築物応急危険度判定に関する事			○	→				
土木班 必要人員			30	33	64	42	42	

②優先すべき通常業務

部局名	所属名	非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
各所属共通業務		予算・決算業務に関すること			○	→	→
		収入・支払業務に関すること			○	→	→
		工事監理等業務に関すること			○	→	→
		許認可事務に関すること				○	→
		所属間・所属内の連絡調整に関すること	○	→	→	→	→
		関係機関との連絡調整に関すること			○	→	→
		庁舎等の維持管理に関すること				○	→
		文書の收受・発送に関すること			○	→	→
農林水産部	西部農林振興センター 県央事務所	(共通事務のみ)					
農林水産部 必要人員 合計			0	2	4	4	4
土木部	県央県土整備事務所	水防に関すること	○	→	→	→	→
		県道等の管理に関すること			○	→	→
		ダム管理に関すること		○	→	→	→
土木部 必要人員 合計			3	6	15	19	26

(注1) 各所属の「非常時優先業務名」の欄には各課固有事務を記載。共通業務は各所属での記載を省略し各部局必要人員のみ記載。  
(注2) 共通事務の開始目標時間は標準例を記載。

(7) 浜田地区  
① 応急業務

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
浜田地区災害対策本部	総務班(西部県民センター)	石見地域本部運営に関する事	○	→	→	→	→
		地区本部総務班の調整・連携に関する事	○	→	→	→	→
		職員の状況確認、人員調整に関する事	○	→	→	→	→
		市の情報収集、連絡調整活動支援(派遣)に関する事	○	→	→	→	→
		他地区(地域事務所)の応援に関する事	○	→	→	→	→
		浜田防災備蓄倉庫の運営に関する事	○	→	→	→	→
		庁用車利用の調整、運行に関する事	○	→	→	→	→
		庁内の電源確保等の応急対策に関する事	○	→	→	→	→
		災害対策用臨時電話等通信手段の確保に関する事	○	→	→	→	→
		県有財産の被害調査、災害対策に関する事	○	→	→	→	→
		県税の納税猶予、減免に関する事		○	→	→	→
		商工労働関係の災害対策に関する事				○	→
総務班 必要人員		18	23	47	47	47	
浜田地区災害対策本部	保健班(浜田保健所)	職員の状況確認、人員調整に関する事	○	→	→	→	→
		市町村・関係機関との連絡調整、情報共有に関する事	○	→	→	→	→
		災害地区本部に関する事	○	→	→	→	→
		医療的ケア必要児に関する事	○	→	→	→	→
		災害時の在宅の要援護者の支援に関する事	○	→	→		
		被災者の心のケアに関する事		○	→	→	→
		在宅精神障がい者に関する事		○	→	→	→
		医療・助産に関する事	○	→	→	→	
		医療施設の災害対策に関する事			○	→	→
		難病要援護患者の支援に関する事	○	→	→	→	→
		服薬中の結核患者支援に関する事		○	→	→	→
		飲料水の衛生指導に関する事		○	→	→	→
		上水道施設の被害状況把握に関する事		○	→	→	→
		感染症の予防、まん延防止に関する事		○	→	→	→
		食品供給施設の衛生指導に関する事			○	→	→
		生活衛生施設の被害状況把握に関する事		○	→	→	→
		医薬品等の対策に関する事		○	→	→	→
		愛玩動物及び特定動物の避難、収容に関する事		○	→	→	→
		地震による環境汚染事故対策(大気汚染等)、指導に関する事	○	→	→	→	→
		地震による環境汚染事故対策(アスベスト等の飛散・流出防止)、指導に関する事		○	→	→	→
災害廃棄物に関する事		○	→	→	→		
保健班 必要人員		15	18	38	30	26	
浜田地区災害対策本部	農林班(西部農林振興センター(江津家畜衛生部含む))	農林畜産関係被害の把握及び報告に関する事	○	→	→		
		被災農作物の応急技術対策に関する事	○	→	→	→	
		農林畜産関係の災害対策に関する事		○	→	→	→
		家畜の保健衛生の災害対策に関する事		○	→	→	
		食料の確保及び斡旋に関する事		○	→	→	→
		初動体制の確立に関する事	○	→	→		
復旧復興関連に関する事			○	→	→		
農林班 必要人員		7	17	27	22	8	

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
浜田地区災害対策本部	水産班(浜田水産事務所)	初動体制の確立に関する事	○	→	→		
		所内及び本庁、市町村との連携に関する事	○	→	→	→	→
		水産施設等の災害対策に関する事	○	→	→	→	→
		漁業協同組合への災害用漁船の依頼に関する事		○	→	→	→
		漁港施設等の災害対策に関する事	○	→	→	→	→
		被害箇所の応急工事に関する事			○	→	→
		緊急工事に伴う契約に関する事			○	→	→
水産班 必要人員		6	6	15	14	14	
浜田地区災害対策本部	総務班・土木班(浜田県土整備事務所)	職員の状況確認に関する事	○	→	→		
		班内の連絡調整に関する事		○	→	→	→
		地区本部の運営、地区本部会議、地区本部連絡員会議に関する事	○	→	→	→	→
		災害対策本部、各班との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
		地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整に関する事	○	→	→	→	
		気象予警報、災害情報の伝達に関する事	○	→	→		
		災害状況の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→
		市町村の災害対策の支援に関する事		○	→	→	→
		その他災害対策(被災地支援・備蓄物資調整)に関する事		○	→	→	→
		緊急工事に伴う契約に関する事			○	→	→
		土木・農林関係の被害情報収集、被害調査の総括に関する事		○	→	→	→
		土木・農林関係の災害応急対策の指導に関する事	○	→	→	→	→
		土木関係(道路、橋梁、河川、砂防施設等)の被害情報の収集、被害調査に関する事	○	→	→	→	→
		道路、橋梁の災害に係る通行規制情報の情報提供に関する事	○	→	→	→	→
		道路、橋梁の災害に係る啓開する緊急輸送道路の決定に関する事	○	→	→	→	→
		道路、橋梁の災害に係る特殊な車両の許認可に関する事	○	→	→	→	
		水防計画に基づく水防に関する事	○	→	→		
		水質事故対応に関する事	○	→	→	→	→
		土木関係災害対策資材、機械の調達、あわせに関する事	○	→	→	→	→
		道路/パトロールによる情報収集に関する事	○	→	→	→	→
		道路・河川・砂防施設等に係る災害対策、指導に関する事		○	→	→	→
		土砂災害等の発生状況の情報収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→		
		公共土木施設、農林土木施設の被害情報の収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→	→	→
	砂防施設、急傾斜地、地すべり対策施設、河川施設の緊急点検に関する事	○	→	→	→	→	
	発注済み工事現場の被害情報収集及び報告に関する事	○	→	→			
	公共土木施設、農林土木施設等の応急対策に関する事		○	→	→	→	
	市町村の公共土木施設、農林土木施設等の応急対策の支援に関する事		○	→	→	→	
	災害査定に関する事				○	→	
	県営住宅の被害情報の収集等に関する事			○	→		
	市営住宅の被害情報の収集等に関する事			○	→		
	被災建築物応急危険度判定に関する事			○	→		
	土木班(浜田河川総合開発事務所)	職員の状況確認に関する事	○	→	→		
		浜田河川ダム建設関係の被害状況の把握及び報告に関する事	○	→	→	→	
地区災害対策本部との連絡調整、情報収集及び被害状況等の報告に関する事		○	→	→	→	→	
浜田河川ダム建設関係の請負業者の人的・物的被害の把握及び復旧作業のための人員・資機材の確保に関する事			○	→			
浜田河川ダム関係の災害対策(一般住民生活に影響を及ぼす恐れ、又は二次被害の恐れがある被災箇所のみ)に関する事				○	→	→	
浜田河川ダム関係の本格復旧に関する事					○		

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
浜田地区災害対策本部	土木班(浜田港湾振興センター)	職員の状況確認に関する事	○	→				
		地区災害対策本部との連絡調整、情報収集、被害状況等の報告に関する事	○	→	→	→	→	
		港湾施設等の被害状況の把握、応急対策、災害報告等に関する事	○	→	→	→	→	
		災害対策(応急措置の実施通行規制等の情報提供)に関する事		○	→	→	→	
		災害に伴う緊急輸送、避難等港湾施設利用に関する事		○	→	→	→	
		災害査定に関する事					○	→
		SOLAS保安対策業務に関する事	○	→	→	→	→	
土木班 必要人員			44	55	94	92	72	
浜田地区災害対策本部	企業局西部事務班(西部事務所)	飲料水の供給に関する事		○	→	→		
		ダム、発電、上水道施設関係の被害状況の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		ダム、発電、上水道施設関係の災害対策に関する事		○	→	→	→	
企業局西部事務班 必要人員			5	7	14	14	9	
浜田地区災害対策本部	教育班(浜田教育事務所)	市町村立学校の被災状況(児童・生徒、教職員)とその影響(授業実施の可否等)の把握・報告に関する事	○	→	→			
		応急教育の必要性把握・報告、必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関する事			○	→	→	
		市町村立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関する事	○	→	→			
教育班 必要人員			3	3	2	2	2	
健康福祉部	地域福祉班	日本赤十字社島根県支部、島根県共同募金及び島根県社会福祉協議会との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		被災者に対する母子寡婦福祉資金の貸付に関する事				○	→	
		ボランティア受け入れ体制の立ち上げに関する事(地域福祉Gの補助)	○	→	→	→	→	
		救護施設の被害状況の把握及び報告に関する事	○	→	→	→	→	
		生活保護施設(救護施設)の災害復旧に関する事		○	→	→	→	
		福祉事務所が行う被災世帯に対する生活保護法の適用に対する支援に関する事			○	→	→	
		被災社会福祉法人の認可、運営指導等に関する事		○	→	→	→	
		社会福祉施設等の被災状況報告に関する事					○	
福祉・介護従事者の応援要請(他課の行う事務を除く)に関する事		○	→	→	→			
健康福祉部 必要人員			2	3	5	5	3	
災害対策本部規格外	浜田児童相談所	一時保護している児童の安全確保に関する事	○	→				
浜田児童相談所 必要人員			1	3	0	0	0	

②優先すべき通常業務

部局名	所属名	非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
各所属共通業務		予算・決算業務に関すること			○	→	→
		収入・支払業務に関すること			○	→	→
		工事監理等業務に関すること			○	→	→
		許認可事務に関すること				○	→
		所属間・所属内の連絡調整に関すること	○	→	→	→	→
		関係機関との連絡調整に関すること			○	→	→
		庁舎等の維持管理に関すること				○	→
		文書の收受・発送に関すること			○	→	→
総務部	西部県民センター	石見地域災害対策本部に関すること	○	→	→	→	→
		県税に関すること			○	→	→
		公用車に関すること		○	→	→	→
総務部 必要人員 合計			2	4	14	23	24
環境生活部	人権同和対策課	相談に関すること				○	→
総務部 必要人員 合計			0	0	0	2	2
健康福祉部	地域福祉課	生活保護に関すること			○	→	→
		浜田保健所	精神科医療に関すること	○	→	→	→
	浜田児童相談所	食中毒、感染症、動物保護に関すること		○	→	→	→
		水質等の環境事故に関すること		○	→	→	→
		要保護児童の支援に関すること	○	→	→	→	→
		女性相談に関すること		○	→	→	→
健康福祉部 必要人員 合計			4	13	26	33	37
農林水産部	西部農林振興センター	家畜診療及び病性鑑定に関すること		○	→	→	→
		農林業関係の資金・金融業務に関すること			○	→	→
	浜田水産事務所	漁業指導及び取締に関すること		○	→	→	→
		水産業等関係補助金・貸付業務に関すること				○	→
	水産技術センター	貝毒・魚類防疫対策に関すること		○	→	→	→
		赤潮、水質汚染事故にかんすること		○	→	→	→
農林水産部 必要人員 合計			0	10	20	21	22
土木部	浜田県土整備事務所	浜田地区災害対策本部(当該事業を除く)に関すること	○	→	→	→	→
		水防に関すること	○	→	→	→	→
		県道等の管理に関すること			○	→	→
		ダム管理に関すること		○	→	→	→
	浜田河川総合開発事務所	(共通事務のみ)					
浜田港湾振興センター	(共通事務のみ)						
土木部 必要人員 合計			6	15	29	45	70
企業局	西部事務所	ダム管理に関すること	○	→	→	→	→
		電気、工業用水、水道用水供給に関すること			○	→	→
企業局 必要人員 合計			1	1	3	5	8
教育委員会	浜田教育事務所	(共通事務のみ)					
	浜田教育センター	(共通事務のみ)					
	少年自然の家	(共通事務のみ)					
教育委員会 必要人員 合計			5	6	12	13	11

(注1) 各所属の「非常時優先業務名」の欄には各課固有事務を記載。共通業務は各所属での記載を省略し各部局必要人員のみ記載。

(注2) 共通事務の開始目標時間は標準例を記載。

(8) 益田地区  
① 応急業務

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
益田地区災害対策本部	総務班(西部県民センター益田事務所)	地区本部総務班の調整・連携に関すること	○	→	→	→	→
		職員の状況確認、人員調整に関すること	○	→	→	→	→
		市の情報収集、連絡調整活動支援(派遣)に関すること	○	→	→	→	→
		庁用車利用の調整、運行に関すること	○	→	→	→	→
		庁内の電源確保等の応急対策に関すること	○	→	→	→	→
		県有財産の被害調査、災害対策に関すること	○	→	→	→	→
		県税の納税猶予、減免に関すること		○	→	→	→
総務班 必要人員			5	4	5	5	5
益田地区災害対策本部	保健班(益田保健所)	職員の状況確認、人員調整に関すること	○	→	→	→	→
		市町村・関係機関との連絡調整、情報共有に関すること	○	→	→	→	→
		災害地区本部に関すること	○	→	→	→	→
		医療的ケア必要児に関すること	○	→	→	→	→
		災害時の在宅の要援護者の支援に関すること	○	→	→		
		被災者の心のケアに関すること		○	→	→	→
		在宅精神障がい者に関すること		○	→	→	→
		医療・助産に関すること	○	→	→	→	
		医療施設の災害対策に関すること			○	→	→
		難病要援護患者の支援に関すること	○	→	→	→	→
		服薬中の結核患者支援に関すること		○	→	→	→
		飲料水の衛生指導に関すること		○	→	→	→
		上水道施設の被害状況把握に関すること		○	→	→	→
		感染症の予防、まん延防止に関すること		○	→	→	→
		食品供給施設の衛生指導に関すること			○	→	→
		生活衛生施設の被害状況把握に関すること		○	→	→	→
		医薬品等の対策に関すること		○	→	→	→
		愛玩動物及び特定動物の避難、収容に関すること		○	→	→	→
		地震による環境汚染事故対策(大気汚染等)、指導に関すること	○	→	→	→	→
		地震による環境汚染事故対策(アスベスト等の飛散・流出防止)、指導に関すること		○	→	→	→
災害廃棄物に関すること		○	→	→	→		
保健班 必要人員			10	15	24	21	19
益田地区災害対策本部	農林班(西部農林振興センター益田事務所(益田家畜衛生部含む))	農林畜産関係被害の把握、報告に関すること	○	→	→		
		被災農作物の応急技術対策に関すること	○	→	→	→	
		農林畜産関係の災害対策に関すること		○	→	→	→
		家畜の保健衛生の災害対策に関すること		○	→	→	
		初動体制の確立に関すること	○	→	→		
農林班 必要人員			7	13	11	9	3



災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
益田地区災害対策本部	総務班・土木班(益田県土整備事務所(津和野土木事業所含む))	職員の状況確認に関する事	○	→	→			
		班内の連絡調整に関する事		○	→	→	→	
		地区本部の運営、地区本部会議、地区本部連絡員会議に関する事	○	→	→	→	→	
		災害対策本部、各班との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→	
		地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整に関する事	○	→	→	→		
		気象予警報、災害情報の伝達に関する事	○	→	→			
		災害状況の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		市町村の災害対策の支援に関する事		○	→	→	→	
		その他災害対策(被災地支援・備蓄物資調整)に関する事		○	→	→	→	
		緊急工事に伴う契約に関する事				○	→	→
		土木・農林関係の被害情報収集、被害調査の総括に関する事		○	→	→	→	→
		土木・農林関係の災害応急対策の指導に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係(道路、橋梁、河川、砂防施設等)の被害情報の収集、被害調査に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る通行規制情報の情報提供に関する事	○	→	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る啓開する緊急輸送道路の決定に関する事	○	→	→	→		
		道路、橋梁の災害に係る特殊な車両の許認可に関する事	○	→	→	→		
		道路/パトロールによる情報収集に関する事	○	→	→	→	→	
		道路・河川・砂防施設等に係る災害対策、指導に関する事		○	→	→	→	
		水防計画に基づく水防に関する事	○	→	→			
		都市施設の災害・危機対策、指導に関する事	○	→	→	→		
		水質事故対応に関する事	○	→	→	→	→	
		土木関係災害対策資材、機械の調達、あわせに関する事	○	→	→	→	→	
		空港施設の被害情報の収集、被害調査に関する事	○	→	→			
		空港施設の運用に係る関係機関との調整(航空局、航空測候所、航空会社他)に関する事	○	→	→			
		空港施設の災害対策に関する事		○	→	→	→	
		土砂災害等の発生状況の情報収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→			
		公共土木施設、農林土木施設の被害情報の収集、被害調査、報告に関する事	○	→	→	→	→	
		砂防施設、急傾斜地、地すべり対策施設、河川施設の緊急点検に関する事	○	→	→	→	→	
		公共土木施設、農林土木施設等の応急対策に関する事		○	→	→	→	
		市町村の公共土木施設、農林土木施設等の応急対策の支援に関する事		○	→	→	→	
		災害査定に関する事					○	→
		県営住宅の被害情報の収集等に関する事			○	→		
		市営・町営住宅の被害情報の収集等に関する事			○	→		
被災建築物応急危険度判定に関する事			○	→				
土木班 必要人員		76	87	134	99	80		
益田地区災害対策本部	教育班(益田教育事務所)	市町村立学校の被災状況(児童・生徒、教職員)とその影響(授業実施の可否等)の把握・報告に関する事	○	→	→			
		応急教育の必要性把握・報告、必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関する事			○	→	→	
		市町村立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関する事	○	→	→			
教育班 必要人員		3	3	2	2	2		
災害対策本部規格外	益田児童相談所	一時保護している児童の安全確保に関する事	○	→				
益田児童相談所 必要人員		2	4	0	0	0		
災害対策本部規格外	西部高等技術校	高等技術校被災状況の確認・報告に関する事		○	→			
西部高等技術校 必要人員		0	3	3	0	0		

## ②優先すべき通常業務

部局名	所属名	非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
各所属共通業務		予算・決算業務に関する事			○	→	→
		収入・支払業務に関する事			○	→	→
		工事監理等業務に関する事			○	→	→
		許認可事務に関する事				○	→
		所属間・所属内の連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
		関係機関との連絡調整に関する事			○	→	→
		庁舎等の維持管理に関する事				○	→
		文書の收受・発送に関する事			○	→	→
総務部	西部県民センター 益田事務所	県税に関する事			○	→	→
		公用車に関する事		○	→	→	→
総務部 必要人員 合計			0	2	4	4	4
健康福祉部	益田保健所	精神科医療に関する事	○	→	→	→	→
		食中毒、感染症、動物保護に関する事		○	→	→	→
		水質等の環境事故に関する事		○	→	→	→
	益田児童相談所	要保護児童の支援に関する事	○	→	→	→	→
		女性相談に関する事		○	→	→	→
健康福祉部 必要人員 合計			1	12	19	20	23
農林水産部	西部農林振興センター 益田家畜衛生 西部農林振興センター 益田事務所	家畜診療及び病性鑑定に関する事		○	→	→	→
		クマ・鳥インフルエンザ監視対応に関する事	○	→	→	→	→
農林水産部 必要人員 合計			2	5	5	5	5
商工労働部	西部高等技術校	(共通事務のみ)					
商工労働部 必要人員 合計			0	2	2	2	2
土木部	益田県土整備事務所	水防に関する事	○	→	→	→	→
		県道等の管理に関する事			○	→	→
		ダム管理に関する事		○	→	→	→
		空港管理に関する事	○	→	→	→	→
土木部 必要人員 合計			2	5	40	45	80
教育委員会	益田教育事務所	(共通事務のみ)					
教育委員会 必要人員 合計			0	1	3	3	3

(注1) 各所属の「非常時優先業務名」の欄には各課固有事務を記載。共通業務は各所属での記載を省略し各部局必要人員のみ記載。

(注2) 共通事務の開始目標時間は標準例を記載。

(9) 隠岐地区  
① 応急業務

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
隠岐地区災害対策本部	総務班(隠岐支庁県民局)	職員の状況確認、人員調整に関する事	○	→	→		
		地区本部の運営、地区本部会議、地区本部連絡員会議に関する事	○	→	→	→	→
		災害対策本部、各班との連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
		地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整に関する事	○	→	→	→	
		気象予警報、災害情報の伝達に関する事	○	→	→		
		災害状況の把握、報告に関する事	○	→	→	→	→
		町村の情報収集及び連絡調整活動支援(派遣)に関する事	○	→	→	→	→
		その他災害対策(被災地支援・備蓄物資調整)に関する事		○	→	→	→
		庁用車利用の調整、運行に関する事	○	→	→	→	→
		庁内の電源確保等の応急対策に関する事	○	→	→	→	→
		災害対策用臨時電話等通信手段の確保に関する事	○	→	→	→	→
		県有財産の被害調査、災害対策に関する事	○	→	→	→	→
		県税の納税猶予及び減免に関する事		○	→	→	→
		観光関係の災害対策に関する事			○	→	→
総務班 必要人員			10	12	14	14	14
隠岐地区災害対策本部	保健班(隠岐支庁隠岐保健所)	職員の状況確認、人員調整に関する事	○	→	→	→	→
		市町村・関係機関との連絡調整、情報共有に関する事	○	→	→	→	→
		災害地区本部に関する事	○	→	→	→	→
		医療的ケア必要児に関する事	○	→	→	→	→
		災害時の在宅の要援護者の支援に関する事	○	→	→		
		被災者の心のケアに関する事		○	→	→	→
		在宅精神障がい者に関する事		○	→	→	→
		医療・助産に関する事	○	→	→	→	
		医療施設の災害対策に関する事			○	→	→
		難病要援護患者の支援に関する事	○	→	→	→	→
		服薬中の結核患者支援に関する事		○	→	→	→
		飲料水の衛生指導に関する事		○	→	→	→
		上水道施設の被害状況把握に関する事		○	→	→	→
		感染症の予防、まん延防止に関する事		○	→	→	→
		食品供給施設の衛生指導に関する事			○	→	→
		生活衛生施設の被害状況把握に関する事		○	→	→	→
		医薬品等の対策に関する事		○	→	→	→
		愛玩動物及び特定動物の避難、収容に関する事		○	→	→	→
		地震による環境汚染事故対策(大気汚染等)、指導に関する事	○	→	→	→	→
		地震による環境汚染事故対策(アスベスト等の飛散・流出防止)、指導に関する事		○	→	→	→
災害廃棄物に関する事		○	→	→	→		
保健班 必要人員			6	14	17	17	16
隠岐地区災害対策本部	農林班(隠岐支庁農林局)	農林畜産関係被害の把握及び報告に関する事		○	→	→	
		被災農作物の応急技術対策に関する事		○	→	→	
		農林畜産関係の災害対策に関する事			○	→	→
		家畜の保健衛生の災害対策に関する事		○	→	→	→
		食料の確保及び斡旋に関する事		○	→	→	→
		初動体制の確立に関する事	○	→	→		
		復旧復興関連に関する事			○	→	→
農林班 必要人員			7	23	20	20	14

災害対策本部		非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間					
部	班		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
隠岐地区災害対策本部	水産班(隠岐支庁水産局)	初動体制の確立に関する事	○	→	→			
		支庁内、本庁、町村との連携に関する事	○	→	→	→	→	
		水産施設等の災害対策に関する事		○	→	→	→	
		漁港施設等の災害対策に関する事		○	→	→	→	
		漁業協同組合への災害用漁船の依頼に関する事				○	→	
		被害箇所への応急工事に関する事				○	→	→
		緊急工事に伴う契約に関する事				○	→	→
水産班 必要人員			3	6	15	11	10	
隠岐地区災害対策本部	土木班(隠岐支庁県土整備局)	職員の状況確認に関する事	○	→				
		資機材(車両中心)の確保・退避に関する事	○					
		緊急工事に伴う契約に関する事			○	→	→	
		発注済み工事現場の被害情報収集及び報告に関する事		○	→			
		土木・農林関係の被害情報収集及び被害調査の総括に関する事		○	→	→	→	
		土木・農林関係の災害応急対策の指導に関する事		○	→			
		土木関係(道路、橋梁、河川、砂防施設等)の被害情報の収集、被害調査に関する事		○	→			
		道路、橋梁の災害に係る通行規制情報の情報提供に関する事		○	→	→	→	
		道路、橋梁の災害に係る特殊な車両の許認可に関する事		○	→	→	→	
		道路パトロールによる情報収集に関する事		○	→			
		河川施設の緊急点検に関する事		○	→			
		水防計画に基づく水防に関する事		○	→			
		水質事故対応に関する事		○	→	→	→	
		公共土木施設、農林土木施設の被害情報の収集、被害調査、報告に関する事		○	→	→		
		土木関係災害対策資材、機械の調達、あわせに関する事		○	→	→	→	
		公共土木施設、農林土木施設等の応急対策に関する事		○	→	→	→	
		市町村の公共土木施設、農林土木施設等の応急対策の支援に関する事(港湾施設、海岸を除く)		○	→	→	→	
		災害査定に関する事					○	→
		災害に伴う緊急輸送、避難等港湾施設利用に関する事(港湾施設)			○	→	→	→
		空港施設の被害状況の把握、応急対策、災害報告等に関する事	○					
		空港における災害対策に関する事(空港)	○	→	→	→	→	→
県営住宅の被害情報の収集等に関する事		○	→	→	→	→		
町営・村営住宅の被害情報の収集等に関する事		○	→	→	→	→		
被災建築物応急危険度判定に関する事		○	→	→	→	→		
土木班 必要人員			13	46	51	44	36	
隠岐地区災害対策本部	教育班(隠岐教育事務所)	市町村立学校の被災状況(児童・生徒、教職員)とその影響(授業実施の可否等)の把握・報告に関する事	○	→	→			
		応急教育の必要性把握・報告、必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関する事			○	→	→	
		市町村立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関する事	○	→	→			
教育班 必要人員			3	3	2	2	2	

②優先すべき通常業務

部局・機関名	所属名	非常時優先業務名	開始目標時間及び継続期間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
各所属共通業務		予算・決算業務に関する事			○	→	→
		収入・支払業務に関する事			○	→	→
		工事監理等業務に関する事			○	→	→
		許認可事務に関する事				○	→
		所属間・所属内の連絡調整に関する事	○	→	→	→	→
		関係機関との連絡調整に関する事			○	→	→
		庁舎等の維持管理に関する事				○	→
		文書の收受・発送に関する事			○	→	→
隠岐支庁	県民局	県税に関する事			○	→	→
		公用車に関する事		○	→	→	→
【隠岐地区】 県民局 必要人員 合計			3	3	6	14	14
隠岐支庁	隠岐保健所	精神科医療に関する事	○	→	→	→	→
		食中毒、感染症、動物保護に関する事		○	→	→	→
		水質等の環境事故に関する事		○	→	→	→
【隠岐地区】 隠岐保健所 必要人員 合計			2	4	6	6	6
隠岐支庁	農林局	家畜診療及び病性鑑定に関する事		○	→	→	→
		農林業関係の資金、金融業務に関する事			○	→	→
【隠岐地区】 農林局 必要人員 合計			0	2	5	5	11
隠岐支庁	水産局	漁業指導及び取締に関する事				○	→
		水産業等関係補助金・貸付業務に関する事				○	→
【隠岐地区】 水産局 必要人員 合計			0	0	3	10	11
隠岐支庁	県土整備局	水防に関する事	○	→	→	→	→
		県道等の管理に関する事			○	→	→
		ダム管理に関する事		○	→	→	→
		空港管理に関する事	○	→	→	→	→
【隠岐地区】 県土整備局 必要人員 合計			1	7	7	13	33
教育委員会	隠岐教育事務所	(共通事務のみ)					
【隠岐地区】 教育委員会 必要人員 合計			0	1	5	6	6

(注1) 各所属の「非常時優先業務名」の欄には各課固有事務を記載。共通業務は各所属での記載を省略し各部局必要人員のみ記載。

(注2) 共通事務の開始目標時間は標準例を記載。